

『現代ドイツへの視座』 完結記念シンポジウム

冒頭挨拶

ご紹介に与りました石田勇治でございます。本日の主宰者、ドイツ・ヨーロッパ研究センター (DESK) のセンター長を以前務めたことがあり、また本日取り上げる3冊の論文集、シリーズ「現代ドイツへの視座—歴史学からのアプローチ」(勉誠出版)の編集代表を務めました。

本日はお忙しいなか、ご参集下さいまして、まことにありがとうございます。コメントを下さるパネリストの皆さん、リプライをしていただく編集委員の皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

私どもドイツ・ヨーロッパ研究センター (DESK) は、2000年にドイツ学術交流会 (DAAD) のご支援を得て東京大学駒場キャンパスに設置されました。それ以来、ドイツ・ヨーロッパ研究に携わる研究者を多数輩出する一方で、多くの学生・院生たちにドイツでの現地調査・研修などの機会を提供してきました。当センターが、東京大学大学院総合文化研究科内に設置した独自の教育プログラムとして、修士課程に「欧州研究プログラム」が、博士課程に「日独共同大学院プログラム」(IGK) がございます。本日の3冊は、後者のプログラムが、2007年から10年間、ドイツのハレ大学をパートナー校として実施した国際共同教育・共同研究の成果の一部をまとめたものです。

さて、本シリーズは、次の三つの観点から現代ドイツにアプローチするとうたっております。1) 想起の文化とグローバル市民社会、2) ナチズム・ホロコーストと戦後ドイツ、3) ドイツ市民社会の史的展開。これらはいずれも、多様で重層的な歴史経験の上に成り立つ現代のドイツを理解する上で欠くことのできない論点を成していると思います。

全体で44本からなる収録論文の大半は歴史学の研究となりますが、執筆者は本プログラムに関わった日独双方の教員や関係者、院生諸氏の手によるものです。ドイツ側からは14名の研究者にご寄稿いただきましたが、その中にはリュールupp、コッカ、ヤラウシュ、ヘットリング、ゴーゼヴィンケル、ユーライト、ヴァーグナーといったドイツの歴史学を代表する著名な歴史学者がおられ、それが本シリーズの特長のひとつとなっています。

シリーズ完結までに長い時間がかかりました。本来でし

たら、第1巻が刊行された2016年に3巻揃って上梓したかったのですが、種々の事情で叶わず、結局2020年秋に残りの2巻を刊行して完結いたしました。出版にあたり DAAD からのご支援をいただきました。刊行の時期がドイツ統一30周年と重なったこともあってか、出版社の方のお話によると、大変よく売れているとのことで、まことにありがたい限りです。

ただひとつ、とても残念なことですが、執筆者の一人で、日独共同大学院プログラムに院生として、またドイツ・ヨーロッパ研究センター特任助教として参加された増田好純氏 (北星学園大学准教授) が2021年1月26日、ご病気でお亡くなりになりました。生きておられたら今日の議論を大いに盛り上げてくれたはずですが。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

* * * * *

コメント

紀 愛子

(早稲田大学非常勤講師)

私は研究テーマとして、ナチ政権下のドイツにおいて行われた強制断種政策、ならびに精神病院における殺害 (いわゆる「安楽死」)、さらにこれらの過去をめぐる「過去の克服」—特に、被害者や遺族に対する戦後補償や、記念碑・記念館の建設など—について扱っております。この強制断種や「安楽死」は、主にドイツ人に対して、病や障害を理由として行われた犯罪であり、ホロコーストとは異なる「過去」ではありますが、ナチ犯罪とその克服に対して関心を持っているという点から、本日お招き頂いたことと認識しております。

本日はそのような、ナチ犯罪とその「過去の克服」に関心を持つ者の視点から、特に第2巻『ナチズム・ホロコーストと戦後ドイツ』に焦点を当ててコメントさせていただきます。

まず、第2巻に関するコメントに入る前に、本シリーズ全体の利点と特徴について述べさせていただきます。

私事の話から入って恐縮なのですが、このシリーズの第

1巻が刊行された時、私はちょうど博士論文を執筆しておりました。当時は、ナチ体制期の強制断種・「安楽死」の被害者や遺族が戦後、どのような問題に直面したのか、という点について執筆していきまして、戦後ドイツにおける「記憶」や「想起」の問題が大きく関わるテーマを扱っておりました。しかし、「記憶」や「想起の文化」については、欧米でも研究が多いだけに、自分自身がどのようなアプローチで取り組むべきか、暗中模索の状態でした。そうした中、本シリーズ第1巻『想起の文化とグローバル市民社会』を拝読したのですが、第1巻ではまさに、ナチズムの過去をめぐる「想起の文化」の諸相が、様々なアプローチから描き出されており、このテーマを扱う上でどのような視点があり得るのか、どのような切り口や先行研究があるのか、といった点について、非常に多くの示唆を頂きました。

私の経験談から入ってしまいましたけれども、私は、本シリーズの最大の利点はまさに、ナチズムとその「過去の克服」を考える上での「見取り図」の一つになる、という点だと感じております。ナチズムやホロコースト、その過去をめぐる「想起の文化」や「和解」、「償い」に関しては、すでに多くの研究蓄積がありますが、研究が充実しているがゆえに、全体を俯瞰しづらかった面があると思います。しかし本書において、そうしたキー概念の中に、どのような個別具体的なテーマが内包されているのか、どういったアプローチがあり得るのかを示されたことにより、全体を把握しやすくなったのではないかと感じます。

また、一つのテーマに対して複数の論者による論文が収録されているため、多角的な考察がなされています。歴史学のみならず、当事者に近い立場の論者による論考や、人類学の立場からの研究など、学際的な研究による多角的視点を取り入れられているのも、このシリーズの特徴だと考えております。

今回、私が特に注目した第2巻も、「近代」やレーベンスラウム、諸外国とホロコーストの関係、ナチ犯罪追及や補償問題など、ナチズム・ホロコースト研究、そして戦後における「過去の克服」研究に関するキーワードが多数扱われており、また、それが個別具体的なテーマに対するアプローチによって精緻に描かれています。時間の都合もありますので、個々の論文を掘り下げてというよりは、各部分ごとに簡単にコメントさせて頂いたうえで、最後にシリーズ全体を通しての論点について述べたいと思います。

第2巻では、ナチズムを考えるうえで重要な「両義的近代」や「民族共同体」という概念から始まり、第二次世界大戦におけるドイツの侵略とホロコーストの諸相、さらに、これらの負の過去に対する戦後ドイツの取り組みについて、司法、補償、「想起の文化」といった視点からの考察がなされています。

第1部「両義的近代へのアプローチ」では、ナチズムと近代との関係性という問題意識から出発した研究が収録されています。ナチズムと「近代」との関係については、本書の序文でふれられているように、「近代文明はホロコーストの必要条件であった」とするバウマン、近代の両義性を「ヤヌスの顔」と表現したポイカートらを中心として、度々議論されてきました。この問題について第1章では、ヴァイマル期の「教育刑」に焦点を当てて考察されています。この「教育刑」が各州で実施される過程では、近代の「解放」的側面がそぎ落とされ、「抑圧」的側面のみが活用されていった、ということから、「近代化が貫徹することによってホロコーストへと続く道が整えられていった」という見方だけでは、この教育刑の展開について説明できない、と指摘されています。ナチズムやホロコーストとの関連では、近代の「負の側面」、つまり抑圧的な側面だけに注目してしまいがちですけれども、「解放」的側面があるからこそ「両義性」なのだということが再確認できたとし、犯罪者に対する刑罰と「科学」との関係、という点でも示唆に富んだ章であると感じました。

第2章・第3章では、どちらも「民族共同体」が一つのキーワードになっているかと思います。第2章では、強制収容所に対するドイツ国民の態度について扱われていますけれども、民族共同体からの排除に対して、「排除されない側」がどのような態度を取ったのか、という問題として捉えることも出来るのではないかと思います。第3章では、民族共同体という紐帯の形成過程が、市民の日常に即した「防空共同体」という具体的な対象によって検証されていますが、この2本の論文はいずれも、「市民」の側から見たナチ体制が描かれており、ロバート・ジェラテリーが『ヒトラーを支持したドイツ国民』（邦訳：根岸隆夫訳、みすず書房、2008年）で示した、「下からの」体制支持や協力という視点が、より具体的なアプローチによって強化されたといえるのではないかと思います。

この第1部は、ヴァイマル期～ナチ体制期の連続性について、排除と包摂についてなど、様々な角度から読むことが出来るのですけれども、一点、欲張りなことを申し上げますと、この部のテーマとなっている「近代との関係」については、第一部を通してのまとめのようなものがあれば有難いと思いました。強制収容所とドイツ市民の関係、民族共同体の形成の問題から、近代の両義性について新たに見えてくる知見について等、編者の方々のお考えがあれば、伺ってみたい存じます。

第2部「第二次世界大戦とナチズム・ホロコースト」ではまず、ナチ政権の膨張政策におけるキーワードの一つとなったレーベンスラウムという概念と、「ドイツ民族」の創造について、ドイツの研究者の視点から2本の論文が収録されています。これら2本の論文では、人間の「ゲルマ

ン化」は不可能だという前提のもと、征服した地の住民は基本的に排除・絶滅させるという、ナチ・ドイツの侵略政策における基本姿勢が、非常にクリアに示されておりす。

第2部ではさらに、ドイツ以外の国々とホロコーストとの関係についても取り上げられておりますが、この、諸外国とナチズム・ホロコーストとの関係性について、様々な国から考えるという点は、第2巻のみならず本シリーズ全体の利点であり特色であると思われます。第2巻において、ナチ・ドイツに最初に侵攻された国であるポーランド、中立国スイスが扱われているだけでなく、第1巻第6章においては占領されたフランスの対独協力について、また第1巻第5章では、併合されたオーストリアの歴史認識についてもふれられており、様々な立場の国からの考察がなされています。『ホロコースト・スタディーズ：最新研究への手引き』（ダン・ストーン著、武井彩佳訳、白水社、2012年）においてすでに、「ホロコーストも汎ヨーロッパの現象であった」と述べられ、「複数のホロコースト」という言葉が用いられているように（同書26頁）、諸外国のホロコースト関与の在り方を明らかにし、国際的な視点でホロコーストを捉えていくことは重要な課題となっていると思えますけれども、本シリーズを通して、ホロコーストとその後の歴史認識をグローバルに捉える基盤が整えられつつあるように思いました。

第3部では、「ナチズムと戦後ドイツ」と題し、司法によるナチ犯罪訴追、戦争賠償と「ナチ被害者に対する補償」の問題、そして第1巻にも通じる「想起の文化」について、テーマごとに扱われています。この第3部は、私の研究上の関心という点でも特に興味深く拝読しましたので、個別の論文にも少し立ち入ってコメントさせて頂きたいと思えます。また、他の巻に収録の論文とあわせて読むとより理解が深まる部分もありましたので、「司法」、「補償」、「想起の文化」という3つのカテゴリーに分け、他の巻の論文も絡めながら、コメントさせて頂きたいと思えます。

まず司法について、第8章の「戦後ドイツ司法によるナチ犯罪追及」では、ドイツが自国の司法によってナチ犯罪を裁いてきたという点を重視し、ドイツ司法による刑事訴追がどのように行われてきたのかという点が描かれています。その中では、多くの者が主犯でなく「ほう助犯」とされるなど、成果が限定的であった一方で、ナチの司法犯罪への認識の変化や、ナチ犯罪の実態解明、知識の集積という点での貢献があったことが指摘されています。

この自国司法による裁きに対して、第1巻第16章では、国際刑事司法の問題が取り上げられます。米英仏ソ4か国により、主要戦争犯罪人を被告として行われたニュルンベルク国際軍事裁判に対して、ドイツは当初懐疑的な姿勢を示していましたが、1990年代以降に変化が訪れ、国際刑事

裁判所設立につながる国際刑事司法に貢献した裁判としての肯定的な評価へと変わっていくことになります。こうした国際刑事司法の発展においても、自国司法の裁きが意義を有しているとの指摘は、二つの司法の相互影響関係という点で興味深く拝読しました。

以下は、単純な興味に基づく質問になってしまうのですが、第1巻第16章では、国際刑事司法への批判的姿勢が1980年代末まで変わらなかったと指摘されています。1980年代といえば、1968年世代の台頭などに伴い、補償政策や歴史認識の面でも進展や変化があった時代だと思えますが、そうした変化に鑑みると、この時期においてもニュルンベルク裁判という過去に対する認識に変化が見られないのは、ある意味で頑なな姿勢にも思えます。国際的な運動であった1968年運動や世代交代を経ても、国際刑事司法に対する姿勢にはあまり変化はなかったのか、また、西ドイツという国家としての政治的姿勢と、国内の世論との間に乖離などはあったのか、という点について、福永先生にご教示を賜れたら幸いです。

次に、補償についてです。第10章では、ドイツ在外財産に着目して、被害の補償の枠組みが、戦争賠償から「ナチの不法に対する補償」へと移行していく過程が描かれています。その中では、ドイツ在外財産の返還が、「戦争賠償からの解放」であった、という指摘がなされていますが、在外財産の経済的な価値よりも、「ナチ不法に対する補償」へと移行したことを示すシンボリックな意味合いが強かったことが指摘されています。

この章を読んで深く考えさせられたのは、「道義」という言葉の含意についてです。第10章では、外国籍のナチ被害者に対する補償に関して、西ドイツは法的な救済義務を認めず、「道義」的な配慮であるとの姿勢を示していた、と指摘されています。我田引水になってしまいますが、このレトリックは、「安楽死」の犠牲者遺族や、強制断種政策の被害者に対する補償でも用いられています。彼らに対する補償は、法的な請求権が認められていないのですが、この点は被害者団体から強く批判されています。こうした文脈において、「道義」とは、「法的義務はないけれども、自発的な意思として支払う」というような、ある意味では消極的な意味合いを持つもののように思われます。これは質問というより、漠然とした感想になってしまうのですが、補償問題において、「道義的責任」はよく聞く言葉ですが、そこでいう「道義」とは何なのか？ということ、第10章を通して深く考えさせられました。

最後に、「想起の文化」についてです。第14章では、シュタインマイヤー大統領がポーランドで行った演説を取り上げながら、ドイツの「過去の克服」の発展の道程、そして「想起の文化」の今後についても言及されています。この章は、第三部の個別テーマに通底する時代背景を整理す

るとともに、「想起の文化」をメインテーマとした第1巻との橋渡しの役割も果たしているように感じられます。

第14章の最後では、戦争体験世代が退場する中で、どのように記憶を引き継ぐかという問題についても言及されています。記憶のグローバル化が進むがゆえに、ホロコーストの唯一性が薄れ、歴史修正主義的な動きも出てくることが予想されますが、こうした今後のグローバル時代におけるナチズム・ホロコーストの記憶、そこで生じてくる歴史修正主義の問題については、本シリーズを起点として、今後ますます議論されていくのではないかと感じました。

以上、雑多にコメントする形になってしまいましたが、第2巻の各部について、まとめつつコメントさせて頂きました。最後に、巻をまたいだ、シリーズ全体に関する論点を、2点述べさせて頂きたいと思います。

まず、償い、想起、和解に関してです。第2巻、また第1巻の「想起の文化」においても同様のことがいえるかと思えますけれども、本シリーズでは、ドイツ人による、外国籍の者に対するナチ犯罪をめぐる和解や償い、想起が主に取り上げられている印象を受けます。これは、本シリーズの中では「グローバル」な視点が重要なキーワードでもありますので、ドイツと他国との関係性という点に焦点が当たるのは当然であり、先にも申し上げた通り、ポーランド、スイス、オーストリアなど、様々な国が取り上げられている点が、このシリーズの利点にもなっていると思えます。

一方で、ドイツ人による、ドイツ人被害者に対する犯罪の和解や償いと比較した時、何が見えてくるか、という点は、今後の論点として提起できるように思いました。

ここで、少し文脈は違いますが、第1巻第7章、磯部先生のご論文「植民地支配の記憶」から、印象的な文章を引用したいと思います。この章で扱われているのはナチ犯罪の過去ではなく、植民地の過去ですけれども、ドイツに植民地化されていたナミビアの外相の言葉として、以下の言葉が引用されています。「ドイツはイスラエル、ロシアあるいはポーランドには謝罪をした。それは〔ホロコーストにおける〕被害者が皆白人だったからだ。我々は黒人であり、もしそこにドイツが謝罪できない理由があるとするれば、それこそ人種主義である」(第1巻157頁)。ここでは、「過去」の間にも格差があり、責任を負い謝罪すべき過去と、その優先順位が低い過去が存在することが示唆されています。この場合は、ナチ犯罪の過去と植民地の過去との間の落差、という文脈ですけれども、被害者の属性や、その属性に対する差別意識が、その後のドイツ側の取り組みに格差・落差をもたらす、という点では、ナチ犯罪の過去の間の格差とも通じるのではないかと思います。

その意味で、例えばセクシャリティを理由に迫害されたドイツ人の同性愛者、宗教的理由に基づき迫害されたドイ

ツのエホバの証人信者たちなど、ドイツ人被害者に対する取り組みと、他国の被害者に対する取り組みとを比較したとき、被害者の属性による「過去の克服」の格差・落差が、浮き彫りになってくるのではないかと感じました。

個人的には、これまで、国内の被害者である強制断種被害者や「安楽死」犠牲者遺族の問題を扱う中で、彼らに対する補償政策や想起の文化の発展はとにかく遅く、他の被害者グループよりも大きく後れをとっていると感じておりました。しかし今回、このシリーズを拝読していくと、他国における歴史認識の変化も、かなりの時間を要しているように思いました。時期的な早い/遅いを見るだけでなく、その取り組みのあり方の、より細かい中身も比較検討していかなければならないと、本シリーズから考えさせられました。

次に、ナチ犯罪をめぐる「過去の克服」と、市民社会の発展との関係性についてです。

これは以前から強く感じており、本シリーズを拝読してさらにその思いを強めたのですけれども、戦後ドイツの「過去の克服」は、市民たちによる「下からの」力が非常に強いと感じます。特に私の扱っている強制断種や「安楽死」の問題に関して言えば、事態が動いていくのは1980年代からなのですが、そこでも、市民が下から政府を動かしていくという展開が多々見られます。特に第1巻で扱われている想起の文化においても、そうした市民の力は強く感じ取れます。

この「市民の力」がどこから来るのか、これがドイツの市民社会に特徴的な力なのか、という点について、私自身、ずっと疑問に感じていました。本シリーズを拝読して、やはり第3巻で扱われる市民社会の展開と関係があると感じましたし、実際、第3巻第7章では、1968年運動が「過去の克服」に与えた影響についても示唆されています。

ただ一方、様々な面で「過去の克服」が活発化してくる1980年代以降、市民の存在感がさらに増していくと思うのですけれども、この時期の市民社会と「過去の克服」「想起の文化」は、どのような影響関係にあったのか、という点について、少し詳しくお伺いできたらと思いました。この時期、市民社会の発展という点で、特筆すべき変化があったのかどうか、あったとしたらそれは想起の文化や過去の克服にどのような影響を及ぼしたのだろうか、という点について、コメントをお伺いできたらと思えます。

以上、第2巻を中心と言いつつ、シリーズを通して雑多な論点を提示してしまいましたけれども、私からのコメントは以上とさせて頂きたいと思えます。ありがとうございました。

* * * * *

コメント

川崎聡史

(日本学術振興会特別研究員PD)

『現代ドイツへの視座』のシリーズ完結に際して、心よりお祝いを申し上げます。この度は、第3巻を中心にコメントいたします川崎聡史です。まず私の経歴について簡単に紹介させていただきます。私は、1960～70年代の西ドイツにおけるローカルな抗議運動について博士論文で扱い、2021年に東京大学で博士号を取得しました。戦後ドイツにおける市民運動と行政の対応に関心を持っており、今回はこうした背景からお話しさせていただきます。

まずは本書の目的と視点について改めて簡単に整理したいと思います。

全体として本書は、18世紀末から現在までのドイツにおける市民性と市民社会の展開を、歴史研究の観点から考察することを目的としています。この大きな目的に対して、本書では主に三つのアプローチがとられています。まず18世紀以降、一部は現代までを射程に入れたような、ドイツ市民社会の発展に関する長期的分析です。次に20世紀ドイツ特有の経験、特にナチズムと社会主義による二つの独裁がドイツの市民社会とどのように関係したかが検討されています。ただ第2巻との関係から、本書ではナチズムを直接扱った部分はやや少なめで、東ドイツに多くの紙幅が割かれています。最後に現代日本へのインプリケーションを含む日独比較の視点も提示されています。こうした複数の視点によって、全体として立体的な内容構成になったことで、本書は幅広い読者にとって魅力あるものになったと思われれます。ドイツの市民、市民性、市民社会という多面的で複雑な歴史的対象の奥深さと大きな展望を示したことで、本書が日本のドイツ市民社会研究に多大な貢献をしたことは明らかです。

できることなら各章の内容とその魅力についてお話ししたいのですが、他の書評者の方々が紹介されるため、割愛してコメントと質問に入ります。この度は、リプライのためにいらっしゃっている方々の論文を中心にコメントいたします。

まず辻英史先生の翻訳論文についてです。第1章のユルゲン・コッカの論文「変容する市民と市民性」は、市民の概念史に関する優れた概説で、ドイツの中世後期から現代に至る市民、市民性、市民社会の発展を端的にかつ広く俯瞰しています。第2章のマンフレート・ヘットリングの論文「文化システムとしての市民性」は、とても読み応えがありました。市民性を定義するものとしての文化システムを多様な資料と文献をもとに概観しており、ドイツ市民層の歴史研究の大家による深い洞察が魅力です。

両論文は共通して、多彩な特徴を持つ捉えにくい存在として市民を描いているため、結局のところ市民とは誰なのかという問いに答えようとすると、いくつかの基準を挙げることでその輪郭を描くことになります。市民とはある特定の価値、理想、実践を内面化しており、それらの内容を定める「文化システム」は、例えば恋愛への態度から一定の社会参加意識に至る広い射程を持つものです。また市民は、ある程度物質的に豊かであることと、最低限の自由主義的な姿勢を持ち、特定の生活態度を守りつつも一定の変化を受け入れる柔軟性があることが前提とされています。このように市民は、多義的で含蓄のある言葉であるからこそ、様々な特性と関係させることができます。しかし、市民はその特性を常を守る義務があるわけではなく、特定の価値に拘束されないことも市民的な性質に含まれるという点が非常に興味深いです。

質問として、移民社会における市民性についてお聞きします。2020年時点でドイツには約2190万人の「移民の背景」を持つ人々が生活しています。現在でも移民は貧困に陥りやすい傾向にありますが、特に移民二世以上になると非常に多様な生活をしており、一部はかなり豊かで市民的な生活を送っています。こうした人々は、どのようにドイツの市民性の歴史に組み込むことができるか、お考えがあればお伺いしたいと思います。

また本書を通じて市民の経済的側面は、それほど積極的に検討されていません。経済的側面の過度な強調は、かつてのマルクス主義的理解のように資本家としてのブルジョアジーと市民を同一視することで、後者の多様性を切り詰めてしまう危険を孕むでしょう。そのために全体として分析は控えめになっているのかもしれませんが、それでも重要であるように思われます。例えば、自らの富を誇示するような過度な贅沢を避けつつ、ある程度の外見や服装を整えたり、あまりにも享乐的な娯楽ではなく、比較的文化的なものを志向したり、教育や教養のための消費を重視したりといったような、市民特有の経済活動も指摘されるでしょう。市民の経済的側面について何か特徴があれば、お聞かせいただくと幸いです。

次に、平松英人先生による第5章「長い19世紀におけるドイツ市民社会の歴史的展開」は、地方自治を通して市民社会を扱っています。ケルンを例にして、市民による協会と社交から市民的公共圏が形成され、理想としての「階級なき市民社会」が、現実には「市民的な中間層社会」として発展する過程が興味深いです。

お聞きしたいこととして、この論文で扱われた事例がより広い歴史的文脈の中で占める位置と役割があります。まず20世紀初頭までに形成された「市民的な中間層社会」や自由主義的な都市市民層が、1918年の帝政崩壊後の社会で果たす役割についてお伺いします。本論文で扱われた市民

層のその後の展開は、第6章の白川先生による論文のテーマであり、両方を合わせて拝読したことでさらに理解が深まりました。白川論文で述べられているように、ケルンの市民層も専門職化と多様化で社会的上昇を遂げたと見て良いのでしょうか。また都市部で発展した市民社会は、いかなる影響力を農村部で発揮したのでしょうか。都市市民の協会など民主化作用を持つ団体が、その後、農村部でも浸透していったとしたら、それはどのような展開を辿ったのでしょうか。

またケルンの特殊性はどのようなものだったのでしょうか。ケルンは大都市であり、比較的早い時期から工業化が進んだ地域でもあります。さらにプロイセン領の中でも、大土地所有者が大きな影響力を行使するような東プロイセンなどと比較すれば、工業化から利益を得た市民層が強いことが指摘できます。またプロイセン領と他の邦国の都市の発展には、どのような共通点と違いがあったのでしょうか。ケルンが「長い19世紀」の市民社会において、いかなる位置を占めたのかお伺いできれば幸いです。

次に川喜田敦子先生と石田勇治先生による第7章の論文「第二次世界大戦後のドイツ」に入ります。この論文は、19世紀以来の「古い市民性」に代わり、人権・公正・平和・非暴力などを特徴とする「新しい市民性」が確立される過程として戦後ドイツ史を描いています。この論文は、第1部で述べられた「市民的」とされうる価値の多様性を具体的に示すものとして読めるでしょう。本章は、特に第3章でディーター・ゴーズヴィンケルが示した「シヴィリティ」の確立過程を扱ったものとして見ることもできます。

この「古い市民性」と「新しい市民性」の対立という点から見ると、本論文で焦点が当てられたように1960年代に世界各国で左翼の若者を中心に盛り上がった抗議運動である68年運動は重要です。ただ論文への補足としてお話ししますと、同時期の他の主体による「新しい市民性」確立への貢献も指摘したく思います。ここでは「市民」の意味転換について、市民イニシアティブおよび社会民主党の指導的政治家を例に少し考えてみたいと思います。

市民・住民運動団体である市民イニシアティブは、現在、ドイツ市民社会の活発な主体です。しかし、この語自体は、1950年代まであまり用いられず、使われる場合、市民の行動そのものを意味しました。当初の市民イニシアティブは、主にハイカルチャーを支援するもので、伝統との関係を含意していました。例えば、ミュンヘンのバイエル国立歌劇場（53年）やフランクフルト歌劇場（68年）の再建に取り組んだ団体は、市民イニシアティブと名乗っていました。

「古い市民性」と親和性のあった市民イニシアティブの意味変容にとって重要な役割を果たしたのは、ノーベル賞作家ギュンター・グラスでした。彼は、政党に属さない市

民を集め、選挙という具体的な機会に限定して短期的に活動する「有権者イニシアティブ」を設立しました。「有権者イニシアティブ」は、1967～69年に州議会と連邦議会の選挙での成功を通じて、伝統と強い関係を持たない、生活に近い具体的な問題に取り組む市民・住民運動団体としての「市民イニシアティブ」の普及に貢献しました。

さらに伝統との関係が薄い新しい「市民」理解は、時の首相ヴィリ・ブランドと大統領グスタフ・ハイネマンによって新たに権威を獲得しました。それまでの伝統的で権威主義的な「市民的徳目」は、「市民」概念ではなく「臣民」概念に含まれるようになり、「市民」は服従したり規律を守ったりするよりも、自ら社会的責任を引き受ける成熟した存在として理解されるようになりました。特にブランド政権は、自律した市民が政府の社会改革政策に積極的に参加すると主張して、自らの民主的な正統性をアピールしました。

ただブランドは、ハイネマンと「市民」理解について完全に一致していたわけでもありませんでした。ブランドは、1969年の施政方針演説で「若者は自らも国家と社会に対する義務を負っていることを理解しなければならない」と述べ、60年代以後、活発化した若い市民に釘を刺していました。この点では、ハイネマンの方がより急進的でした。71年に彼は次のように述べて、市民の自律性を重視しました。「国家は隷従を伴う従順さを要求できるような高次の存在ではない。国家は、自由な市民が秩序ある共同生活を送れるように万人を支援する。[中略] [筆者註：西ドイツの憲法である]基本法は、我々の歴史上初めて、我々全てにあらゆる国家権力よりも優位にある不可侵の自由権を認めた。[中略] 自らの考えを述べる者だけが、同じ考えを持つ者を見つけることができる。市民的勇気を持つ者だけが、他の市民を活発にする」²。ハイネマンは、場合によっては法と権力に逆らっても行動する存在として市民を理解しました。

ただこうした市民理解は、ブランドの後のヘルムート・シュミット政権では少し後退します。第一次石油危機に象徴される不況と失業率上昇のような危機を背景に、シュミットは強いリーダーシップで西ドイツ政治を主導しましたが、彼の手法は社会民主党黨員からも反発を受けていました。例えば1943年生まれの政治家オスカー・ラフォンテーヌは、82年のインタビューで、シュミットの政治手法を「二次的美徳」という言葉を用いて次のように批判しています。「ヘルムート・シュミットは依然として義務感覚、予測可能性、実行可能性、毅然とした態度を話題にする。[中略] これらは二次的美徳である。これらによって端的に言えば強制収容所も運営できる。これらは問題になっていること、つまり人命の保持という問題に精神的に対応できない時に人間が手を出す二次的美徳である」³。こうし

たラフォンテーヌの発言からは、社会民主党の若手政治家が同じ党出身の首相を批判できるほどの強い論理として、「新しい市民性」の価値が当時の西ドイツで認められていたことがわかります。このように60年代から80年代にかけて「古い市民性」に代わる「新しい市民性」の概念が確立されたと言えそうです。

それから「西ドイツの投票率は70年代を通じて低落傾向にあり、政党政治を介した政治参加が活発したとは言い難い」(197頁)という記述は、誤解を招くように思われます。実際には1970年代以降も、西ドイツ人は政党政治に高い関心を持ち続け、政治参加を活発化させていました。社会民主党は76年、自由民主党は81年、キリスト教民主同盟・社会同盟は83年に過去最多の党員数を記録しました。また連邦議会選挙の投票率は72年に91%、76年に90%、80年に88%、83年に89%という高水準で推移しました。

また1970年代の福祉国家の行き詰まり(198頁)に関して、この時期以降に進められた「市民社会セクターの拡充」が常に福祉制度の削減を補うためだけだったわけではなく、さらに国家への対抗を強く意識しない市民運動が当時盛り上がっていたことも指摘したいと思います。確かに、西ドイツの若い市民の中には68年運動によって左傾化し、国家への対抗を強く意識する者もいました。しかし、このような人々だけが、市民社会を活発化させていたわけではありません。むしろずっと多くの西ドイツ市民は、主に私生活に結びついた事柄に関する自己決定の拡大に関心を持っていたことから、選挙のような形式的な民主的制度に留まらない、直接的な参加機会の拡充を要求しました。これに対して国家の側は、新たな参加制度を確立せず、市民の要求を無視してしまえば、旧来の形式民主主義が市民からの信頼を失ってしまうのではないかという危機感を持っていました。当時、国家は代表制度に基づくこれまでの市民の政治参加の正当性が根本的に問い直される「参加革命」に直面していると見られていました⁴。ただ「参加革命」の基調には、国家に対抗する方向性よりも、ますます多様化する市民の要求に国家がどのように対応するべきかという民主的な模索がありました。

最後に工業労働者の活動は、どのように西ドイツの市民性の発展に組み込むことができるか伺ってみたいと思います。本書の工業労働者への注目は限定的ですが、1960～80年代末に労働運動は改めて活発化しました。69～74年に西ドイツの労組は、毎年約30万人の新規参加者を獲得し、70年代を通じてドイツ労働総同盟の参加者は、約140万人増加しました。代わりに73～76年に工業労働者は約140万人減少したので、政治主体として組織される労働者の割合は増加していたと言えるでしょう。労組は組織の持つ交渉力に頼り、徹底的な合法主義を掲げ、当初は市民的不服従のような法に反し得るアクションから距離を置いて

いました。また労組は、環境保護や反原発を掲げる市民運動を、雇用を脅かすものと見て敵対的でさえありました。ただ80年代になると、市民運動に似たアクションを行う労働運動が見られました。例えば、88年には製鉄所閉鎖に抗議して、デュースブルクからドルトムントまでを人間の鎖で繋ぐといったようなアクションが行われました。こうした労働運動の展開は、西ドイツにおける市民性の発展の中でどのような位置を占めるのでしょうか。西ドイツの労働者性は市民性に統合されたとしたら、その過程でいかなる綱引きがあったのでしょうか。この点についてご意見を伺えれば幸いです。

以上でコメントを終わります。私個人の関心にひきつけた補足が多くなってしまいましたが、全体として本書は、複雑なドイツ市民社会の展開をテーマごとに概観しつつ、手際よくまとめており、大変勉強になりました。本書は、日本におけるドイツ市民社会研究の成果を総括するものであるとともに、現在のドイツ社会を理解する上で重要な視座を提供するものであることは疑いようがありません。

¹ „Willy Brandts Regierungserklärung, 28. Oktober 1969“, URL: https://www.1000dokumente.de/index.html?c=dokument_de&dokument=0021_bra&object=translation&l=de (2022年10月4日閲覧)。

² Heinemann, Gustav V., *Präsidentiale Reden*, Frankfurt a.M. 1975, S. 199ff.

³ „„Mein Sozi für die Zukunft“, in: *Stern*, 15. Juli 1982.

⁴ Kaase, Max, *Partizipatorische Revolution. Ende der Parteien?*, in: Raschke, Joachim (Hg.), *Bürger und Parteien. Ansichten und Analysen einer schwierigen Beziehung*, Opladen 1982, S. 173-189.

* * * * *

「東ドイツ史からのコメント」

伊豆田俊輔
(獨協大学)

はじめに

シリーズ『現代ドイツへの視座・歴史学的アプローチ』(以下、『視座』)では、近現代ドイツ史における様々なテーマが扱われている。東ドイツ史もその例外ではない。そこで本コメントでは、特に東ドイツ史の描かれ方に着目することで『視座』の特徴の一端を明らかにしたい。なお、東ドイツ史を扱った論文は主として『第1巻：想起の文化とグローバル市民社会』(以下、第1巻)と『第3巻：ドイツ市民社会の史的展開』(以下、第3巻)に収録されている。そのため本コメントは主に第1巻および第3巻を対象としている。以下では、まず東ドイツ史研究にとって『視座』刊行の意義はどのような点に求められるか述べる。第

二に、『視座』全体において東ドイツ史がいかに叙述されているのかに着目する。最後に、編者・執筆者への質問と結びとしたい。

1. 東ドイツ史研究にとっての本論集刊行の意義

東ドイツ史研究にとって『視座』刊行の意義は以下の二つに求められる。第一の意義は、統一ドイツにおける東ドイツの過去の現代的な重要性を明らかにした点にある。たとえば、第1巻第3・4章（福永美和子「東ドイツの想起政策と統一後の変容」および「統一ドイツにおける東ドイツ独裁の過去の検証」）では、東ドイツ時代の国家犯罪の追及と想起が、現在のドイツ連邦共和国の政治的アイデンティティ形成と切り離せないことが論じられている。そして、これまででもっぱらナチズムを対象としてきた「過去の克服」に、東ドイツの過去が加わってきていることが詳らかにされる。また第3巻では1989年の経験が二つの「現在」から解釈されている。2004年の第9章（コンラート・ヤラウシュ著「シヴィルソサイエティの出生」）と、2019年までを射程に入れた第10章（井関正久「東ドイツの1989年を検証する」）では、1989年の変動の描かれ方が異なる。平和革命15周年に当たる前者においては、1989年が市民たちの自己解放プロセスとしてもっぱら肯定的に語られている。対して第10章では、右翼ポピュリズム団体による1989年の篡奪ともいえる現象や平和革命のポピュリズム的な傾向にも言及がされている。もはや1989年は現代ドイツ史の「ゴール」ではなく、様々な現代の問題の出発点として論じられていることがわかる。こうして、東ドイツの過去が現在のドイツの自己理解と危機意識を映し出す鏡として機能していることを説得的に論じたことが、『視座』の大きな貢献であろう。

第二に、日本における東ドイツ史研究の進展にとっても『視座』の刊行は重要であることも指摘したい。前述の第1巻第3章、および第11章（柳原伸洋「ドレスデン空襲の公的記憶の変遷と拡がり」）は東ドイツ時代の想起政策を明らかにしたものであり²、さらに第3巻第8章（ユルゲン・ダニエル「東ヨーロッパの1968年」）は、これまで日本において研究蓄積がほとんどなかった東ドイツの1968年の研究として貴重である。

2. 『視座』における東ドイツ史の描き方の意義と課題

『視座』はシリーズ全体としてどのように東ドイツ史を描いているのだろうか。そして、その歴史像はどのような意義と課題を有しているのだろうか。第1巻と第3巻において東ドイツ史を扱った論文をみると、1945～50年代と1989年前後に焦点が当たりやすいことが分かる。つまり、1945～50年代に都市の有産階級＝ブルジョアの「市民社会（Bürgergesellschaft / Bürgerliche Gesellschaft）」が解体される局面と、1970～80年代に、自由で自立した行動主体としての市民が「シヴィルソサイエティ（Zivilgesellschaft）」

を再生させる局面に重きが置かれる。つまり『視座』シリーズは全体として、市民社会の崩壊とシヴィルソサイエティの再生の物語として東ドイツ史を描いている（図1参照）³。

それでは、こうした東ドイツの歴史は『視座』における近現代ドイツ史と市民社会の歴史とどのように結びついているのだろうか。図2は、『視座』全3巻を評者が市民社会論の観点からまとめ直したものである。下の矢印が帝政期とヴァイマル時代・ナチ時代・連邦共和国（西ドイツ・統一ドイツ）の歴史を示し、上の矢印が東ドイツの歴史を表している⁴。ドイツ帝政期の市民社会は、第一次世界大戦を通じて大衆社会に変わりはじめ、ナチ時代には民族共同体によって市民社会の諸原理が否定された。さらに第二次世界大戦後の西ドイツでは旧来の市民層の経済的な土台も失われた。しかし、1968年運動を一つの起点として、旧来の市民文化に対抗する新たな「市民性（Zivilität）」が生まれ、新しいシヴィルソサイエティが根を下ろしていくという道筋が（『視座』全体を読むことで）把握できる。

このように整理すると、東ドイツ史がドイツ連邦共和国史の一部になりつつあることが看取できる。『視座』は市民社会論という視角から東ドイツの歴史を近現代ドイツ史の中へ組み込むマスター・ナラティブを有している。2000年代初頭には東ドイツ史の「タコつぼ化」が指摘されていたが、『視座』はこの孤立状態を解消し、東ドイツを他の時代や地域との比較も可能にする見取り図を提示できたと評価できる⁵。

ただし、今後の課題も残されている。西欧的なシヴィルソサイエティを基準にして東ドイツの歩みを見れば「元々欠如していた」、「遅れてやってきた」、「依然として根付かない」シヴィルソサイエティという「欠如の歴史」が前面に出てくる。それでは東ドイツは連邦共和国に「遅れてやってきた」だけの一地域なのだろうか。こうした欠如や遅れを外在的に問うばかりでは、1980年代後半になぜ東ドイツにシヴィルソサイエティが生まれたのかが解明できないのではないかと。また、体制転換以前の東ドイツにおける市民・中間団体・国家機関の協働をどう分析すればよいだろうか。西側的な「シヴィルソサイエティ」とは異なる東ドイツ独自の「公共性」や「市民社会 / シヴィルソサイエティ」の存在を想定することはできないだろうか。

3. 質問と指摘

第1巻第3章については、想起の文化の変化について質問をしたい。統一ドイツでは東ドイツ独裁の検証が「過去の克服」の対象に加わってきている。これによってドイツにおける想起の文化はどのように変わってきているのだろうか。東ドイツ独裁の過去もナチズムと並ぶ中心的な役割が与えられているのだろうか。

第3巻第7章と第9章については、東ドイツ史の観点から



図1：『視座』シリーズにおける東ドイツ史と市民社会／シヴィルソサイエティの関係

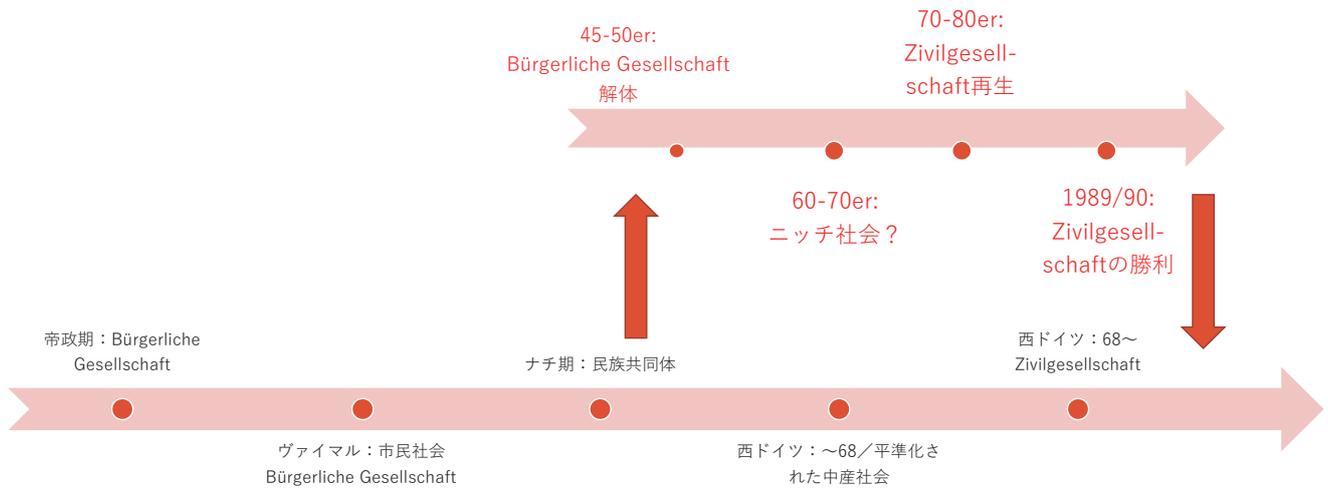


図2：近現代ドイツ史の中の東ドイツ史の位置づけ

二つのことを指摘したい。第一に問題にしたいのは、ドイツ社会主義統一党（SED）政権は市民社会に果たして敵対的だったのかということだ。たしかに、SED 政権が階級社会である市民社会（ブルジョア社会）の物質的な基礎を意図的に破壊したことは間違いがない。しかし、「文化システム」としての市民（性）を論じるのであれば（たとえば第3巻第2章マンフレート・ヘットリング「文化システムとしての市民性」）、東ドイツ国家と「市民性」の関係はよりニュアンスに富んだものになりうる。そもそも、SED 政権は1848年革命以前の市民文化を進歩的なものと捉え、積極的に顕彰していた。ゲーテやシラーのための想起の施設やイベントは、東ドイツ文化政策の中で重要な役割を持っていた。さらに東ドイツを生きた人々の価値観についての近年の研究では、戦前からの保守的なメンタリティが維持されていたことが指摘されている。たとえば勤労と業績、自律性と教養が「徳目」として重視され、さらに（西ドイツよりは進歩的であったものの）東ドイツでも18世紀の市民社会とともに作り出されたジェンダー役割分業意識が残っていたことも重要である。なお、すでに第3巻第7章で指摘があるように、東ドイツでは戦前からの教養市民層の文化的結社の多くが、半ば国家がコントロールする文化団体の「文化同盟」に組み込まれた。大半の一般会員たち

は体制末期まで非政治的であったが、文化同盟内では1980年に環境問題を調査する「自然環境協会（Gesellschaft für Natur und Umwelt）」が誕生している。こうしたことを踏まえると、行動規範や文化システムとしての「市民」は東ドイツにおいても形を変えて受け継がれたと言いうことができないだろうか。

第二に、東ドイツを「ニッチ社会論」として説明することの問題である。ニッチ社会論は、西欧的な「私／公」「プライベート／ポリティカル」という二項対立を旧東側陣営の社会にそのまま反映している。しかし東ドイツ社会史研究は、市民が政治の場から撤退して私的領域の中に引きこもっているのではなく、むしろ西側では「プライベート」とされる外食や個人旅行・菜園などの余暇活動という領域で熱心に政治を論じていたことを実証してきた。ニッチ社会の中で「公共性」は文学や芸術においてのみ保全されたという東ドイツ史像は、新たなものに変わる時が来ている。

以上のように、今後議論を深めていくべき論点は残るが、近現代ドイツ史を市民社会の史的展開と言う側面から明快に描き出した『視座』シリーズは、今後の東ドイツ史研究にとっても裨益するところが大きい。本書の成果を活かしつつ上述の問題にも応えていくことが、今後の東ドイ

ツ史研究の課題であろう。

¹ 本稿は2021年12月12日に行われたシンポジウム発表をもとに作成したものである。紙幅の関係で各論の内容を紹介した部分は省略した。注は最低限の説明にとどめ、間接的に参照した文献については最後に参考文献一覧を付けた。

² 東ドイツの想起政策に関しては日本でも2010年代から研究が進められている。たとえば田中直「東ドイツの『国民的歴史』とその変容：教科書の中の第二次世界大戦と建国」、『立命館国際研究』27(2)、2014年、511-533頁を参照。また『視座』で扱われているブーヘンヴァルト強制収容所については、平田哲也「ブーヘンヴァルト強制収容所と「反ファシズム」―「赤いカポ」の戦後の語りをめぐる」、『九州歴史科学』47号、2019年、55-75頁が参考になる。

³ こうした東ドイツ史の描き方は、抑圧機構の成立と解体過程に重きを置いた政治史中心の東ドイツ史像と同一の構造を持つ。参照、ウルリヒ・メーラート『東ドイツ史1945-1990』伊豆田俊輔訳、(白水社、2019年)。

⁴ 『視座』全体の通時的な整理には、第3巻第6章(白川耕一「二つの市民社会から民族共同体へ」と、同巻第7章(川喜田敦子/石田勇治「第二次世界大戦後のドイツ」)が有益である。

⁵ 個別の研究論文と全体を整理する論文が組み合わされることで、多種多様な議論が展開されているながらも、シリーズとしての明快な全体像が打ち出されていることは『視座』シリーズの特長である。

参考文献一覧

- ・ Ehrlich, Lothar / Mai, Gunter (Hrsg.) 2000. *Weimarer Klassik in der Ära Ulbricht, Köln / Weimar / Wien*.
- ・ Emmerich, Wolfgang 1996. *Kleine Literatur Geschichte der DDR*, Darmstadt & Weimar (=『東ドイツ文学小史』津村正樹監訳、鳥影社、1999年)
- ・ Großbölting, Thomas 2008. „Bürgertum, Bürgerlichkeit und Entbürgerlichung in der DDR: Niedergang und Metamorphosen“, in: *Aus Politik und Zeitgeschichte. Beilage zur Wochenzeitung „Das Parlament“*, H.9/10(2008), S.17-25.
- ・ Mählert, Ulrich (Hrsg.) 2016. *Die DDR als Chance. Neue Perspektiven auf ein altes Thema*, Berlin.
- ・ Weber, Petra 2021. „Die Gesellschaft der DDR im Widerstreit. Offene Fragen und Forschungspotenziale“ in: *Vierteljahr für Zeitgeschichte*, 69, H.2, S.305-320.
- ・ 伊豆田俊輔2019.「書評・川越修・河合信晴編『歴史としての社会主義―東ドイツの経験』」、『経済史研究』、22号、145-158頁
- ・ 川越修/河合信晴編2016.『歴史としての社会主義―東ドイツの経験』、ナカニシヤ出版
- ・ 河合信晴2015.『政治がつむぎだす日常―東ドイツの余暇と「ふつうのひと」と』現代書館

* * * * *

コメント

長澤裕子

(東京大学大学院総合文化研究科韓国学研究所)

東京大学大学院総合文化研究科グローバル地域研究機構

韓国学研究所、特任准教授の長澤裕子と申します。近現代の東アジア、特に日本と朝鮮半島をめぐるアメリカの外交政策、具体的には、アメリカの占領政策や戦後賠償問題について研究しています。センター長の川喜田先生、石田先生、平松先生、そしてスタッフの皆様、本日は貴重なシンポジウムに参加させていただきありがとうございます。ドイツについては門外漢での外れな発言になるのではと思ったのですが、初学者として勉強になった点や素朴な疑問などをコメントとしてまとめてみました。

『『現代ドイツへの視座―歴史学的アプローチ』の刊行にあたって』にあるように、今回、3部作に触れることで、現代ドイツがいかに多様で、複層的な歴史的経緯の上に成り立っているかを考えるきっかけになりました。特に、東アジアなど他の地域の比較研究に与える示唆が大きいかと感じました。というのも、所収論文は方法論が実に多様で、重層的な国際関係・ドイツ社会の豊富な事例が紹介されており、東アジア地域の同時代的な現象や社会構造を考察するための発想を膨らませる機会になりました。

『想起の文化とグローバル市民社会』(石田勇治・福永美和子編著・勉誠出版、2016年)では、「植民地支配の記憶・想起と抑圧そして忘却」(第7章：磯部裕幸氏)がドイツ連邦共和国(西ドイツ)の社会で「植民地の過去」から抜け落ちた問題に着目しており、本書の複眼的な考察の特色を特に高めていると感じました。西ドイツの「文明化の使命」という思想のうち、「アフリカ」に対する差別意識が1950年代、1960年代に幅をきかせていたとあり、どの程度、連続的な社会的な現象なのか、政治的な政策としても展開されたのか、また近代性をどう捉えていたかに関心を持ちました。ドイツ民主共和国(東ドイツ)で「資本主義＝帝国主義」として、記念碑などが破壊されたように、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の場合も、同じような傾向が見られたことを考えました。北朝鮮では日本による植民統治システムや記憶の解体・批判が断続的で、解体の行為主体がソビエト社会主義共和国連邦(ソ連)や北朝鮮の指導者であって、政治的な政策の影響下で実施されました。

「ポーランドとの和解に向けて―「追放」の長い影」(第8章：川喜田敦子氏)で紹介されたポーランドとドイツの和解の取り組みは、日韓の比較事例としてもとても参考になりました。東欧諸国における歴史認識をめぐる対話は、西ドイツ初の革新政権の誕生がきっかけだったことなど、西ドイツの国内政治の合意形成の側面から立体的に分析されており、政治学の分析方法としても新鮮でした。ドイツ系住民の「追放」をめぐる歴史認識と和解における研究成果の役割が社会で共有され、両国関係の改善と安定に寄与した様子がよく分かりました。日韓の歴史をめぐる学術団体の影響力はきわめて限定的、かつ対立の火種ともなって

おり、ドイツの事例とは対比的だと感じました。韓国の想起政策の事例としては、米国と蜜月関係にあった韓国政府・韓国軍への批判や「親日派」の積弊清算などがあります。韓国社会において、民主化・人権の概念が政権交代など政治的な文脈で政敵を攻撃する過程で拡散したこと、二大政党の対立や支持基盤の分断化という現状から、中道政権の執権や連立内閣の成立や和解も難しく政局そのものが不安定です。2007年のポーランド政権が中道右派に交替したことで、ドイツ＝ポーランド関係が好転したことを知り、保革の対立軸が昨今、激化している韓国政治においては、日韓関係が歴史の「和解」を軸に好転できず、歴史研究の成果が和解に寄与するよりも対立のきっかけになってきたことを残念に思っています。「追放」の問題を読みながら、朝鮮半島研究では北部朝鮮地域からの日本人引揚者や遺族が中国残留孤児の問題と比べてもほとんど語られていない課題に気づきました。中断している日朝国交正常化交渉においても、引き揚げの途中で亡くなった日本人の遺骨収集や墓参の問題が課題として残っています。

質問としては、書籍が刊行された2016年以降の動きについてお聞きしたいです。ドイツ・ポーランドの共同教科書や文化財ハンドブック作成など協力の事例はその後、どうなっただけでしょうか。世界的な政治の右傾化が注目される中、ドイツでも移民受け入れの問題がニュースで報道されたりしましたが、和解事業そのものに影響はあったのでしょうか。

2冊目の『ナチズム・ホロコーストと戦後ドイツ』（石田勇治・川喜田敦子編著、勉誠出版、2020年）では、「教育刑と犯罪生物学—ヴァイマルからナチズムへ」（第1章：佐藤公紀氏）が新興学問の近代性を犯罪生物学の発展過程で説明し、近代性が持つ抑圧の問題の深さを重く問いかける貴重な研究だと思いました。バイエルン州が他州に先駆けて、犯罪生物学を行政制度に反映し、鑑定を実施した点とテオドーア・フィーアンシュタインの見解、バイエルン司法省との協力関係、クント・ボンディ、ルドルフ・ジーファーツの批判の構造がうまく示されていました。植民統治下の朝鮮における人類学者や医者を経歴や研究を調査したことがありますが、彼らが一様に近代や植民統治を称賛する主張を展開しており、ドイツで優生学を研究した経歴があり、かねてから気になっていました。現段階で、今後の研究の方向性や追加資料などから分かったことがあれば、お伺いしたいです。

「ナチ強制収容所とドイツ社会」（第2章：増田好純氏）については、増田先生がお亡くなりになったことを本日、初めて知り、ひじょうに残念です。増田先生の論文では、強制収容所に関する報道資料から、当時の社会構造として、強制収容所をめぐる「ディスインフォメーション政策」、正当化、国民への恫喝、左派勢力の犠牲とダッハウ

の住民の沈黙化、ヒトラーの支配体制の強化という一連の波のような社会の動きがよく描かれていました。一方で、市民の消極的な抵抗や逃避の様子、反対組織の弱体化や埋没の問題はどう見える／見えなかったのかということが気になりました。体制を心情としては容認できなかったり、反対だった人々は、共産党や社民党員の一斉検挙や恫喝という状況に置かれ、反対意見の窓口となる党組織や指導者という求心力を見失います。市民の政治的な希望や不満を吸い上げられる組織が社会で弱体化・埋没したので、市福祉事務所など自治体の窓口が、「下から」の協力というかたちで、労働忌避・飲酒癖といった非政治的な側面から「反社会的分子」「共同体異分子」を摘発する流れに陥りやすかったのでしょうか。

増田先生が論文の冒頭で戦後直後のファウルハーバー枢機卿の発言を引用し、ドイツ社会が自分達もまた敗戦国としてアメリカ占領の被害者だと強調していた点を指摘していたのが印象的でした。というのも、私も日本の国会や日本社会が敗戦直後、敗戦と被爆、占領という被害者の視点を強調することで、戦争や植民統治の加害者としての自覚や視点が弱体化された点に着目していたので、ドイツ社会と通底する政治性を感じました。増田先生の論文がきっかけとなり、ドイツのカトリック大学研究者に教えを乞い、枢機卿に関する昨今のドイツ研究を調べ、ファウルハーバー枢機卿の発言資料集も調べてみました。彼をめぐる見解・評価がカトリック教会史の中でも二分されており、彼の評価をめぐるシンポジウムが開催されるなど、関心を持ちました。2020年、カトリック教会の中核であるバチカンでは、ナチを支持・黙認していた当時のバチカン（教皇ピウス12世）の対応について、教皇が謝罪と当時の資料を公開すると声明を出しました。ファウルハーバー枢機卿がドイツのナチ被害よりも米国との戦争や占領の被害を強調した姿勢は、今、ドイツ社会で問われているのかもしれませんが。バチカン資料を見ると、反共主義の見解も強く、自身を被害者の視点として見る発言や政策も散見されます。増田先生の論文の分析対象ではありませんでしたが、ファウルハーバー枢機卿がナチの被害を軽視した発言は、バチカンの対ナチ認識とドイツカトリック教会との関係性やその影響下に置かれたドイツ社会という何層かの構造的な問題も潜んでいるのではと思いました。

3冊目の『ドイツ市民社会の史的展開』（石田勇治・川喜田敦子・平松英人・辻英史編著、勉誠出版、2020年）では「長い十九世紀におけるドイツ市民社会の歴史的展開—市民層・協会・地方自治」（第5章：平松英人氏）の論文に注目しました。ドイツ研究の中で、「長い十九世紀」「短い二十世紀」といった時代区分の論説・論争があったことを知り、どんなかたちで登場したのかを考えるきっかけになりました。平松先生の論文の中に、フランス革命の衝撃を政治

的、経済的、社会的に論じた説明とデトレフ・ポイカートの書籍（1990年）のことがあります。時代区分が論じられた背景に関心を持ちました。たとえば、日本史では、明治と昭和を比較して明治を近代化と称賛する論説が植民統治を正当化する言説の役割を果たし、朝鮮や琉球王国などとの交流があった中世の時代を「鎖国」と論じた歴史観が展開されました。私は今、韓国に滞在し、北朝鮮研究プロジェクトに参加しながら、北朝鮮の歴史学界で時代区分論争が登場したことをちょうど調査したころでした。北朝鮮では韓国とだけ国交正常化を実施した日韓を批判する文脈で、1965年直後から「朝鮮の近代化＝日本による開国・植民統治」という日本と韓国の植民史観を批判する研究と近代をめぐる時代区分論争が登場しました。北朝鮮の歴史学会は、近代のスタートを日本による朝鮮の開国より遡った朝鮮時代に設定します。鎖国政策下の朝鮮半島で米国の開国を要求し、民衆が武力で対抗した1866年の「シャーマン号事件」を近代の起点とする主張です。1965年の日韓国交正常化の翌年は、シャーマン号事件100周年にあたり、資本主義国家の開国要求を日米韓の帝国主義だと批判しています。平松先生の論文の中で「市民」と「市民層」の概念が時代的な流れの中で解説されており、北朝鮮が時代区分論争の中で民衆の役割を強調しているだけに、勉強になりました。協会の活動については第4章：「ドイツにおける市民社会と国民国家—十八世紀末から十九世紀前半」（松本彰氏論文）にもあり、相互補完的で本書の構成もよく練っておられると思いました。

最後に、今後のドイツ研究への期待としては、ドイツと日本の敗戦、植民地の問題というテーマの発展性や、東ドイツ・北朝鮮など社会主義国家の研究の連携がさらに広がればと思いました。

3部作の中では、文化に対する政策面の研究が、市民社会や19世紀前半までの歴史の中で扱われていたので、今後は、国家やナチズムの問題からもさらに文化の問題を研究した論文を読みたいです。

松本彰先生の論文では、ドイツ国民国家、市民社会と文化・文化政策の問題として、記念碑、歴史的建造物、博物館の建設、神話、協会の活動が紹介されています。川喜田敦子先生の論文でも、文化財が和解の政策の文脈の中で紹介されています。戦後の連合国の賠償政策を研究していると、対日賠償のうち略奪文化財の返還問題はアメリカが特にドイツの政策を日本に適用しており、対独占領政策の影響力が大きいと感じます。日本の植民統治政策は「武断政策」に加え、民族の文化・芸術・宗教を奪い、日本への同化・正当化を展開した「文化政策」が現在も多く禍根を日韓・日朝間に残しています。文化・文化財をめぐる問題は、ナショナリズムにも関連するため、植民統治をめぐる歴史認識問題の対立の原因にもなる一方、和解の糸口にも

なるという難しさがあります。東アジアの戦後賠償問題と和解を考える上でも、ドイツ研究に関心を傾け、学んでいきたいと強く感じました。

* * * * *

「市民性」から「シヴィリティ」へ？

斎藤拓也

（北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院准教授）

はじめに

現代ドイツを理解するための鍵となる様々な論点を収録した『現代ドイツへの視座』のシリーズにおいて、その基調をなしているのが歴史学的アプローチであり、市民社会という共通のテーマである。このことがもっとも色濃くあらわれているのが『現代ドイツへの視座—歴史学的アプローチ3 ドイツ市民社会の史的展開』（勉誠出版、2020年）「第1部 市民社会とは何か」と「第2部 市民社会の形態変容—通史的アプローチ」に収められた諸論考であろう。第1部はドイツ歴史学における1980年代以降の市民層研究の諸成果を明らかにするものであり、第2部はそうした成果を取り入れた日本の歴史学者による新たな研究の展開である。さらに、『現代ドイツへの視座—歴史学的アプローチ1 想起の文化とグローバル市民社会』（勉誠出版、2016年）「第3部 グローバル市民社会に向けて」では、国境を越える市民社会がさまざまな角度から論じられている。主催者からの依頼にもとづいて、本報告では以上の諸論考の内容を紹介し、限られた紙幅ではあるが政治思想史の観点から考察したい。

1. ドイツにおける市民と市民社会論の解釈枠組

（第3巻第1部）

ドイツの市民層研究を牽引してきたユルゲン・コッカ（第一章「変容する市民と市民性」）によれば、ドイツの都市市民、近代市民層、そして公民からなる市民社会というユートピア的なプログラムが歩んだ道は、「本質的にヨーロッパに共通の現象」である。コッカによれば、ドイツの市民層は西ヨーロッパと比較すれば弱体であったが、東ヨーロッパとの比較では全面的に弱かったわけではなく、ドイツの「特有の道」が明瞭に姿を現すのは20世紀の独裁の歴史なのである。

マンフレート・ヘットリング（第二章「文化システムとしての市民性」）は、共通の利害ではなく、文化に着目して市民層を研究するアプローチを提示する。ヘットリングは歴史人類学の文化概念を参照して、人間が世界を認識し、感じ取るための価値観や考え方、イメージのセット（意味と象徴の体系）として文化を理解する。意味付与的

で、人間の相互行為を通じて構築される文化は、単一で包括的なものではなく、宗教、芸術、イデオロギー、コモン・センスといった複数の文化システムとして存在する。そのひとつである「市民性（Bürgerlichkeit）」は、18世紀後半から19世紀にかけてヨーロッパの身分的＝封建的世界の崩壊のなかで生じた歴史的現象である。外的には相互にまったく異質な市民の集合体が共通の関係性を構築するために編み出したのが市民性であり、その内部で自己を意味づける要求が現れ、その都度熟慮や決定を経て解決策が生み出されていったのである。そして、これは新しい生活の形式を作りだしつつ、現在まで続いている。

ディーター・ゴゼヴィンケル（第三章「シヴィルソサエティ・市民性・シヴィリティ——二十世紀ドイツ史の解釈概念をめぐる考察」）は、20世紀ドイツ史を解釈するための概念として、「市民性」（ヘットリング）ではなく、シヴィリティを提案する。借用語（翻訳語）であるシヴィリティがドイツの政治思想に取り入れられたきっかけは、20世紀の全体主義と大量殺戮という「文明の断絶」であるとゴゼヴィンケルは言う。シヴィリティは外形的な社会的行動様式を表し、野蛮と軍国主義、粗暴さに対抗する概念である。シヴィリティはどの社会階層にも中立的に開かれており、西欧的な意味での市民層が存在しない社会にも適用可能である。

以上の三者によって提示された視座は、いずれもドイツの市民社会を考えるうえで欠くことのできないものだろう。コッカによれば「特有の道」論は相対化されたが、このことはドイツ近現代史研究において市民社会という問いに取り組む可能性を開き、拡大した。ヘットリングが提示する文化システムとしての市民性は、18世紀中葉以降、変化に柔軟に対応することができる生活の形式が市民の具体的な実践をつうじて形成され、維持されてきたことを明らかにしたのだった。そして、ゴゼヴィンケルの提案するシヴィリティは、第二次世界大戦後のドイツ（統一以前には西ドイツ）の市民社会を考察するための有効な枠組みとなるものだろう。

シヴィリティについて言えば、政治思想史では、それは17世紀以降のヨーロッパで、自然状態（戦争状態）と対比された、市民の合意に基づく秩序という意味での「市民社会＝国家」（ホッブズ、ロック）とともに生まれた、適切な「人々の振る舞い」を意味する一連の語彙のひとつである。そのようなものとして、シヴィリティはたしかに外形的な社会的行動様式を指示する「薄い」概念であると言えるだろう。しかし、ゴゼヴィンケルは実際には「普遍的原則としての暴力の放棄、法の優位、違いがあっても平等」という意味での他者の承認、人権上の同権を基盤とする個人の政治的自己決定、日常生活における寛容と礼節に関わる規範の維持」にもとづく行動規範と行動実践の総体とし

て、シヴィリティを定義している。その結果として、これは戦後の西ドイツの歴史のなかで形成されてきた、かなり「厚み」のある概念であるように見える。ゴゼヴィンケルは、本書に収録された論考では市民性との関連を否定するだけではなく、欧米化、リベラル化といった社会の変化との関連も考慮していないが、どのようにしてこのようなシヴィリティが戦後、そして統一後のドイツ社会に浸透することができたのだろうかという疑問は残る。シヴィリティの政治学的な分析枠組みとしての役割は理解できるが、他方で歴史学的にアプローチするコッカやヘットリングの論文と並べて読み進めると、シヴィリティの浸透についての説明にはやや物足りなさを感じる。

2. 市民層、市民性、シヴィリティの場としての市民社会（第3巻第2部）

「第2部 市民社会の形態変容——通史のアプローチ」では、第1部で示された三者の視座を受け継いで、市民社会の歴史の輪郭がより精緻に展開され、そのなかでドイツの市民社会が経験した困難と獲得した成果が通史として鮮やかに描き出されている。

松本彰（第四章「ドイツにおける市民社会と国民国家——十八世紀末から十九世紀前半」）によれば、「自由で平等な権利と義務をもつ市民の社会」という理想は、国民国家の樹立によって実現される政治の問題（市民の国家市民化）であるだけでなく、文化の問題（市民層の文化国民化）でもあったことに注意が必要である。この二重の課題への取り組みとして、教育改革（諸領邦の初等教育、中等教育、大学の発展）、協会（19世紀の合唱協会や体操協会）、「記念の場」（歴史的建造物の再建や記念碑の建設）の形成、軍制改革（市民層の名誉ある特権としての兵役）の意味が問い直される。さらに、この観点からは、19世紀にドイツが「音楽の国」（バッハ、モーツァルト、ベートーヴェン）を評価する音楽史、音楽祭・合唱祭の開催、楽譜集の編纂、国民的記念碑・記念像の設置）となったことは、貴族層に対抗した市民層の文化的な自己理解（文化国民）の形成と軌を一にしているのである（特論-1「市民社会と芸術」）。

平松英人（第五章「長い十九世紀におけるドイツ市民社会の歴史的展開——市民層・協会・地方自治」）はドイツの市民層研究の蓄積を周到に整理したうえで（「階級なき市民社会」〔ローター・ガル〕から「市民的な階級社会」を経て「市民的な中間層社会」へ）、第二帝政期に民主的で大衆的なものへと変化した協会活動とは別に、市民層が指導的なエリートとして力を発揮するもう一つの舞台となったのが地方自治であることを指摘する。そこでは、市民であることは投票権のみならず、市民の価値観や規範を現場で実践する機会をもつという意味で二重の特権であったのである。平松によれば、19世紀の都市化と産業化を経

験して成長したケルンでは、数を増した労働者層が次第に選挙権をもつ「市民」となる民主化と大衆化の時代が到来しつつあった。

そのような変容の時代に、市民層はどれほどナショナリズムに傾いたのだろうか。1913年の改正国籍法をめぐるドイツ国内の政治的諸対立や対外関係の影響をひとつひとつ見直すことによって伊東直美（特論-2「一九一三年ドイツにおける国籍法改正議論——『血統に基づく共同体』?」）が揺さぶりをかけるのは、しばしば強調されてきた「血統」にもとづく排他的なドイツ国民というイメージであり、それがドイツの伝統であるという思考である。ナショナリスト団体や保守派は市民層の総意を代表していたのではないが、社会民主党（労働者）への対抗から民族的な観点を打ち出し、品行方正といった市民的価値観を並べることで、改正への市民層の多数派の同意を取りつけたのである。

白川耕一（第六章「二つの市民社会から民族共同体へ——二十世紀前半における市民層、市民社会」）は「特有の道」論の相対化を受けつつ、市民層がヴァイマル共和国時代の公民の市民社会への転換において積極的な役割を果たすことができず、その後ナチ体制による民族共同体の形成を許し、ナチ支配に協力するに至ったことを指摘する。その背景には、1920年代以降の市民層の経済的地位の低下や政党の影響力の拡大、大衆娯楽の普及によって、市民協会の役割が低減したことなどがある。

川喜田敦子と石田勇治（第七章「第二次世界大戦後のドイツ」）は、第二次世界大戦後の西ドイツの社会状況を多面的に考察するなかで、若年世代の「68年運動」が与えた影響に注目する。親の世代のナチズム関与への厳しい批判は、「批判的公共圏」での知識人の言論や、マスメディア報道の影響と合わせて、ナチ体制の過去の解明と決別への社会的合意形成を促した。この運動が1950年代の西ドイツで復活した保守的で権威主義的な価値観と社会秩序の見直しを迫ったことも、1970年代の「新しい社会運動」の活性化といった重要な変化を作り出した。他方、東ドイツでは市民層が弱体化したものの、反対派の活動はひそかに続けられ、1989年秋には「自由で自立した行為主体」としての「市民」の活動が展開された。こうした体制変革の経験は「東欧革命」に広く見られ、1990年代の市民社会論の再興につながったのである。

川喜田と石田によれば、統一後の現在のドイツでは人権・公正・平和・非暴力といった新しい価値観がすべての社会層に開かれた「市民性（Zivilität）」を構成し、ナチズム後の「市民社会（Zivilgesellschaft）」の理念となって市民活動を活性化させている。

ここで特徴的なことは、シヴィリティの導入が人権尊重を徹底する第一条で始まり、自由と民主主義を宣言した基

本法の思想の浸透と折に触れて結びつけられていることである（たとえば、歴史家論争を通じた憲法パトリオティズム〔ドルフ・シュテルンベルガー〕という用語の普及）。ここでは、「市民的徳目」とは異なるが、シヴィリティもやはり何らかの背景となる思想に支えられていることが示唆されている。

18世紀から現代に至る通史で問われていることをあえて挙げるとすれば、市民社会と「民主主義」の関係だろう。そこでは、ドイツの市民社会がどのような「民主主義」の諸価値の実現に寄与するのかが問題であり、ドイツの市民社会が「民主主義」をどのようなものとして理解してきたのかが反映されているのである。

3. グローバルあるいはヨーロッパ市民社会の「基層」 （第1巻第3部）

ドイツにおいてシヴィリティの浸透があったとしても、それが容易ではなかったこと、あるいは民主主義の後退の困難にさらされつつも私たちは日々見聞きしている。そのような困難は、しばしば民主主義のもとで擁護されるべき価値観をめぐる摩擦から生じる。

たとえば、移民や難民の統合をめぐることは、言語と文化の問題をはじめとして衝突が先鋭化しやすい。ドイツ語はEU拡大にともなって域内最大の言語となっており、多様な背景をもつ移民を「ドイツ市民」として結びつける役割も果たしている。川村陶子（第十七章「ヨーロッパと世界における資源としてのドイツ語——ドイツ語普及政策の歴史から」）は、現在のドイツ語普及政策がEUの多言語主義推進の枠にとどまらず、実利的国益の側面をもつことをその19世紀以降の歴史から解き明かしつつ、国家とは別の次元で、「キーツ・ドイチュ」のような新しい社会の状況にあった多言語の可能性もあることを示唆している。

一国内の市民社会と比較すると、欧州統合の深化とともに発展してきたヨーロッパの市民社会は国家との関係が異なり、より多元的で分権的であり、公論は専門家によって作られる場合が多く、公衆の動員は少ないことをハルトムート・ケルブレ（〔川喜田敦子訳〕第十八章「ヨーロッパ市民社会はあるか」）は指摘している。それでは、市民社会がヨーロッパで超国家的に、あるいはグローバルに連携を深めることはいかにして可能なのだろうか。そして、それに関わるシヴィリティのようなものはあるのだろうか。

ドイツに端を発する国境を超えた社会運動の連携は、ひとつの例を示してくれる。竹本真希子（第十五章「平和運動——東西対立を越えて」）はドイツ史研究であり顧みられることのなかった1980年代の西ドイツの反核平和運動を19世紀末以来の平和運動史に位置づけ、「新しい」平和運動が決して時勢によるものではなく、ドイツ社会の広範

な層を巻き込んだ諸団体と草の根の運動に支えられ、東西ドイツの市民間の連携をもたらし、異議申し立ての文化を作り出していたことを明らかにしている。

福永美和子（第十六章「第二次世界大戦後のドイツと国際刑事司法——懐疑的姿勢から積極的な推進へ」）が指摘するように、冷戦終結と東西統一を契機にドイツはニュルンベルク裁判の再評価を進め、国際刑事司法の発展に積極的な姿勢をとるようになったが、その背景には多くの市民社会組織の貢献がある。

過去との取り組みでは、インフォーマルなレベルでの活動がドイツに特有の市民社会の経験を作り出している。クリスティアン・シュタッフア（〔福永美和子訳〕第十三章『償いの印』——特殊な方法での補償に向けたプロテストの市民運動）は、ナチ時代のジェノサイドの被害者と生存者に率直に向き合う「行動・償いの印・平和奉仕」の試みが東西冷戦の時代も、統一後も連続と続けられてきた理由を語っている。責任意識の欠如と極右主義に対して、歴史に向き合うことと社会の民主的発展を切り離すことができないという信念を示し、それにもとづく活動の場を維持することは、グローバル市民社会の「基層」をなしている。

小田博志（第十四章『窓拭き』と『聴く耳』——「行動・償いの印・平和奉仕」とインフォーマルな和解）は、ナラティブ・エスノグラフィーによって「行動・償いの印・平和奉仕」の活動で人々が成立させた和解の現場を丹念に考察している。ドイツ人ボランティアの身体的な作業がコミュニケーションを開き、それに触発されたジェノサイド生存者の語りを聴くことを通じて受け入れられるという和解の過程は、たしかに人間関係の「基層」に根ざしている。小田によれば、この和解は親密圏（個人の人格性）と公共圏（集合性）の二層が重なり合うところで生まれている。こうした草の根の交流が関係者の不断の努力によって続けられてきたことが、レイシズムや国民国家による分断を結び直し、市民社会が国境を超えて広がる基礎をつくってきたことだけはたしかである。

（*本報告は JSPS 科研費21K12854の助成を受けた研究成果の一部である。）

* * * * *

リプライ & ディスカッション

川喜田 それでは、時間が参りましたので、リプライとディスカッションの部を始めたいと思います。リプライとディスカッションの部の司会は、第3巻の編者の一人である平松さんをお願いしております。平松さん、それではよろしく願いいたします。

平松 はい、川喜田先生ありがとうございます。第2部ということで、編者リプライ、ディスカッションの部の司会を担当させていただきます、ドイツ・ヨーロッパ研究センターの平松と申します。よろしく申し上げます。50分ほどと短い時間となりますが、先ほど、5人の評者の先生方から、様々な、視座全体を通しての意義や各個別論文での意義、それに対する質問や批判をいただきましたので、まずそれについて編者から各5分ぐらいの時間でリプライをさせていただきますと思います。まず、福永先生、川喜田先生、平松、そして辻先生、石田先生という順番で、それぞれ5分ずつ短くリプライをいただければと思います。よろしく申し上げます。ではまず、福永先生よろしく申し上げます。

福永 大東文化大学の福永と申します。よろしくお願いたします。5名の評者の先生方、詳細で示唆に富んだコメントをいただき、ありがとうございます。時間が限られていますので、直接に関わるころの大きい紀先生と伊豆田先生のコメントに対してリプライさせていただきます。

まず紀先生より、国際刑事裁判所（ICC）をめぐるドイツ（1990年の再統一までは旧西ドイツ）の政策に1980年代まで大きな変化が見られなかったという点について、68年世代の運動や市民社会の世代交代の影響はなかったのか、というご質問がありました。これについて、ICCに関する政策に変化をもたらす最大の要因となりましたのは、やはり冷戦終結とドイツの再統一でした。さらに冷戦後、旧ユーゴスラヴィアとルワンダで大規模な紛争や虐殺が起きて、国際社会に衝撃を与えたことなど、国際政治上の大きな枠組みの変化が、ドイツの政策転換を促したと言えるでしょう。

ただし、紀先生からご指摘のありました68年運動や世代交代の影響も、ICCを支援する政策に向けた変化のバックグラウンドになっていると言えます。もちろん先ほど齋藤先生もご指摘くださいましたように、ICCの創設に当たっては、国際的なNGO連合も重要な役割を果たしており、市民運動の流れをくむドイツのNGOもそれに深く関与しています。また、1980年代には、ナチ期にすでに職に就いていた法曹や官僚が完全に引退していきました。この世代はニュルンベルク裁判に象徴される、いわゆる「勝者の裁き」に対する反発が強かった世代ですので、そうした世代交代の影響も大きかったと考えられます。

次に伊豆田先生からご質問のありました、東ドイツ独裁の検証が加わったことで統一ドイツにおける想起の文化にどのような変化があったかという問題ですが、これについては大きな意味を持つ、様々な変化がありました。その一つは反ナチズムから反全体主義へと重心が移ったことです。また、ドイツ国内では二つの独裁の比較ということに

なりますが、それに加えて、東欧諸国の共産主義体制が崩壊したことや、先ほど触れました旧ユーゴスラヴィア、ルワンダなど、国際的にその他の独裁やジェノサイドも視野に入ってくるようになったことが挙げられます。冷戦終結以前は、ナチズムや「過去の克服」と言うドイツ特有の問題であって、ホロコーストも唯一無二で比較不可能な出来事と見なされていました。それが普遍的な要素を持つ比較可能な事象であり、様々な非人道的暴力や独裁との取り組みの一例と捉えられるようになりました。

冷戦後に生じたこのような変化については、それがナチズムの相対化や矮小化につながるのではないかと懸念があったわけですが、この30年の歩みを見ても、公的な想起政策では慎重な姿勢が取られていて、必ずしもそのような相対化や矮小化にはつながっていません。ただし、公式の政策とは別に「ドイツのための選択肢」という新興の右派ポピュリスト政党が勢力を伸ばしていて、この政党には「ヒトラーとナチスは、1000年をこえる 成功に満ちたドイツ史における鳥の糞にすぎない」、「想起政策の180度の転換」が必要だなど、ナチズムに関する批判的な歴史認識や「過去の克服」と称される営為に対して、否定的な言説を繰り返す政治家が含まれています。「過去の克服」に反対するこうした主張は、右派勢力への支持の一因になっているとも指摘されています。

統一後の東ドイツ独裁との取り組みについては、東西ドイツの「内的統一」プロセスと深く結び付いていたことが、重要な特徴の一つです。今日、東ドイツ市民の私的な記憶と、東ドイツ独裁の過去を検証する公的な想起政策との間に乖離があることが、内的統合の課題と受けとめられています。とくに東ドイツ地域で「ドイツのための選択肢」が支持を広げている背景には、こうした歴史認識の分断や東ドイツ史の検証を含む内的統合のあり方への不満があると考えられています。そのため最近、東ドイツ市民が1989/90年の平和革命に果たした貢献やその後の内的統合の過程で直面した困難な体験を、もっと積極的に認知し、評価するような想起政策が必要だという見解が示されています。

そうしますと、1848年の三月革命、1918年のドイツ革命、そして1989/90年の平和革命をつなげてドイツの民主主義的な伝統を強調するような歴史認識が、想起政策のなかで重視されるようになると思います。それは一方では、先ほど伊豆田先生が指摘されたように、連邦共和国の「成功史」に東ドイツ期の歴史を組み入れる傾向を強めることになるかもしれませんし、西ドイツ期以来の戦後史への批判的な視点を後退させるかもしれません。

他方、ドイツの国民ないしは市民の一部には、これまで続けられてきた「過去の克服」にはっきりと背を向ける人びとがおり、それが「ドイツのための選択肢」への支持に

もつながっているわけですが、そうした人びとに今後どう対応していくのか、そして現実に近年、ドイツ社会で反ユダヤ主義や極右主義が再び高まりを見せているなかで、過去との取り組みが、どのような役割を果たし得るのかということが、今後の課題になっていくと思われれます。時間が押してしまいましたので、ここまでとさせていただきます。

平松 はい。福永先生ありがとうございました。それでは川喜田先生、よろしくお願ひします。

川喜田 5名の評者の先生方から個別のご質問もたくさんいただいて、本当にありがたく思っております。その中で私からは、今この場では、なるべく全体に関わってくるようなことを中心に、3点ほど申し上げたいと思っております。

まず1点目は、全体に対する論点として紀さんにお出しいただいたものの中から、被害者の救済とその差異という論点についてです。長澤先生が日韓関係との比較という枠組みを設定してくださいましたので、それを意識して申し上げるとするならば、早稲田大学の浅野豊美先生の新学術領域の研究プロジェクトで「和解学の創成」というものが今ありますけれども、その枠内で波多野澄雄先生が日本で戦争被害者も植民地被害者も含めて被害者への共感がなぜ育たなかったのかという議論をなさって、日本政府の受忍論、すなわち国民は戦争の被害を等しく耐え忍ぶ必要があるという議論に基づいて国内の被害者の救済さえも十分に行われなかったことが与えた影響の大きさを指摘されたことがあります。

ドイツの被害者救済において、犠牲者間のヒエラルキー、すなわち被害者の属性による落差があると紀さんがおっしゃいましたが、それは見過ごされてはならない問題としてありますし、それがなぜ見過ごされてきたかを考えることによって、ドイツの社会の問題性に踏み込んで行けるという面白さがあると私も思います。他方で大前提として、ドイツの場合、国内の被害者がまずは優先されてある種特権的に救済されたという事実が、結局その後、被害者救済が国内外のさらに広い層に広がっていく展開を根底下支えたということは、同時に見ておく必要があるかと思っております。それが1点目です。

2点目としては、市民社会と過去の克服の進展の関係という論点が何度も出てきましたが、これは紀先生もおっしゃってくださった重要な観点で、第3巻の戦後部分の通史の中でも少し触れましたし、斎藤さんも言及してくださった部分です。特に、1980年代以降という「過去の克服 (Vergangenheitsbewältigung)」という語の使用頻度が、社会の中で飛躍的に伸びていった時期だと思います。論文集では直接には取り上げられませんでしたけれども、例え

ば地元の負の歴史の掘り起こしと保存、学会や企業の自省ないし自浄を促すようなインセンティブはどこから来たのかといったように考えてみると面白い現象がそれ以降の時期にはたくさんあるように思えます。

これに関連して第3巻のゴーゼヴィンケルの論文では、市民社会（シヴィルソサエティ）とそこで生じる社会的行動の質の問題という議論が展開されていて、西ドイツにおいて人権、多様性、非暴力といった価値が獲得されていたことが重視されています。私はこの議論は示唆的だと思っています。つまり、ナチ体制が崩壊した後、現在に至るまでの展開の中で、社会の中にどのような価値が根付いていったか、それが例えば過去との取り組みという領域での具体的な活動の展開をどう支えたのかが、やはり大事な論点として意識される必要があるだろうと考えております。

3点目はこの延長線上にある問題ですが、ゴーゼヴィンケルは東ドイツについては議論していませんし、東ドイツにおける市民社会の展開は伊豆田さんが整理してくださったように、本来それ自体として議論される必要があるだろうと考えています。ただ、そのときに、市民社会というのは古典的な「領域」の問題なのか、特定の社会層に担われる活動や価値の問題なのか、それとも、そこで展開される行動の質の問題なのか。仮に質の問題だったとして、その質とは具体的にどのようなものとして想定されるのか。それをどのように捉えるかによって、当然、違う答えが導かれることになるのだと思います。

私自身は通史のところで試みたように、東西異なる二つのドイツ社会の中でそれぞれ一般的に「市民社会」というものと結び付けられるようないくつかの価値が、具体的にはどういう概念とともに根付いたり根付かなかったりしたのか、そのことが国の制度や市民の行動をどの面で抑制したり促進したりしていったのか、それを共時的にも比較し、通時的にも連続と断絶を測る視点をもちながら整理する必要があります。その点でもっとしなくてはならないことがあると考えています。それは東ドイツについては、伊豆田さんがおっしゃっているような、東ドイツ独自の公共性の在り方を何らか測り、検討する視点をもつという問題意識と必ずしも遠くないのかもしれないと思っています。

同時に、東では伊豆田さん、西では川崎さんが指摘くださったような問題、要するに、実証研究が着実に進んでいく中でその成果をどのように通史に組み入れ、既存のマスター・ナラティブの粗い部分を修正していくかという課題にも、もちろん並行して取り組む必要があるだろうと考えており、本日の皆さんのご指摘にその意味で感謝申し上げます。

話は徐々に市民社会論に移ってまいりましたので、この先は、市民社会論をご自身の研究の中心に置かれている平松さんや辻さんに引き取っていただきたいと思っています。

す。以上です。

平松 川喜田先生、ありがとうございます。では、次は私からのコメントへのリプライということで、長澤先生、川崎さん、そして斎藤先生から主に私が関わった3巻、そして私の論文に対する言及をいただきましたので、少し考えたことをお話しします。一つには時代区分の問題です。そして、川崎さんからはケルンの個別具体的なケーススタディーを、どのようにドイツ市民社会の歴史の中で考えていけばいいのかということです。最後に斎藤先生からいただいた、民主主義の問題、特に価値の問題についてです。その三つを少し強引にまとめるような形で少し雑ばくな話になりますけれども、リプライという形でさせていただきたいと思います。

長い19世紀というのは、ドイツ史を専門としている歴史家は普通に使う時代区分です。19世紀というフランス革命から始まって第1次世界大戦で終わる、それをどのように理解するのかということで、従来の世紀単位で考える時代区分とは違う見方で、その背景には近來、社会というものをどのように理解して、それを歴史研究として、ある種活かすことができるのかという解釈の問題とになってくると思うのですが。その中でやはり近代的なフランス革命が与えたインパクト、特に、市民社会がその中で中世的な身分制社会から近代的な市民社会が発生してくるという図式的な理解ですが、そのように理解していく上で役に立ちます。

その長い19世紀が第1次世界大戦で終わるということは、つまり、市民社会が第1次世界大戦であるとかその後の時代の中でなくなってしまうというものではなくて、その連続性と非連続性の層で理解することが容易になるという、そのような射程も含んでいるというものです。もちろん、それは近代というものをどこまでさかのぼるかということで、フランス革命以前の啓蒙期までさかのぼって考えていくことが、やはり一つ、特に市民社会と民主主義というのを考えていく上でも非常に重要になってきます。

斎藤先生のほうに飛びますけれども、民主主義というのは、ある種、政治的権利であるとか制度的な問題だけではなくて、ある種の価値観です。特にドイツでよく話される際は、自由民主主義と言います。しかもリベラル・デモクラシーではなくて、「Freiheitliche Demokratie」という、「Freiheit」というドイツ語の概念を使います。それをリベラルと区別しているところが私としては非常に興味を持っているところで、アングロサクソンの個人の自立であるとか、市場、経済の優先、国家からの距離であるとか。そういったものを重視するリベラリズムとは距離を取る形で、ある種、市民社会としての徳、倫理であるとか、公共善であるとか、他人への配慮、寛容であるとか、そういった、われわれが今、いわゆるアングロサクソンのリベラ

リズムで想像するのはやや違うような自由主義的な伝統というものをドイツ語の「Freiheitliche」で含意しようとしているのではないかという、私の理解があります。

こうした意味で、自由主義の問題というのを、もう一度、大陸ヨーロッパの啓蒙期以降の長い現代に至るまでのその歴史の中で考えるという、長い19世紀から短くて50年ぐらい時代をさかのぼって啓蒙期まで行ってしまって、戦後、第2次世界大戦後の1970年代、1980年代ぐらいまでの長いスパンの中で1度考え直してみると、有効になってくるのかと、時代区分と民主主義の価値というところで考えたところでした。

最後にケルンの問題ですが、これは非常に私の力が足りないところで、論文の中では言及できませんでしたが、やはり宗教の問題というのを考えるのは市民社会を考えてく上で、非常に重要になってきます。そしてケルンの場合はカトリックが非常に強かった区ですが、単純なカトリックイコール保守的で伝統主義、プロテスタントが近代的で新興的という、そういった図式を少し切り崩していく上でもカトリックの自由主義が非常に盛んであったケルンというものを考えることで、ドイツの中のプロテスタント的な価値観に基づく近代市民社会の歴史みたいなのが相対化できる、そういった観点があるのではないかということで、私のほうからは少し手短ですけどもリプライとさせていただきます。ありがとうございます。

次に辻先生ですね。もう少し広い観点から19世紀、20世紀の市民社会論を考えていらっしゃると思いますので、よろしくお願いたします。

辻 ご紹介いただきありがとうございます。主に川崎さんからコメントいただきましたので、私からのリプライは、それに対してお答えすることを中心に、他の方についても少しずつ言及していきたいと思います。

まず、「市民とは誰なのか」という、非常に刺激的な問いをいただきました。市民は、価値・理想・実践を内面化した文化システムである「市民性」を共有しているわけですが（ヘットリング「文化システムとしての市民性」『視座』第3巻第2章）、その中身が何であるのかが問題です。ここでは、先ほど川喜田さんもおっしゃっていましたが、「Bürgerliche Gesellschaft」から「Zivilgesellschaft」へという単純な発展論でいいのかということを考えたいと思います。ゴーゼヴィンケルは市民の持つ超歴史的で普遍的な行動規範を「シヴィリティ」と呼んでいるわけですが（ゴーゼヴィンケル「シヴィルソサイエティ・市民性・シヴィリティ」『視座』第3巻第3章）、そういうものがそもそも存在するかどうか。この点、斎藤さんのコメントには私は大いになぜけるところです。要するに、市民社会において「シヴィリティ」が存在していたとしても、その意味内容

や社会のなかで占める位置づけは時代とともに変化していき、21世紀には全然違ったものになってしまっているのではないかと。伊豆田さんが分かりやすい図表を作ってくださいましたが、それに非常に刺激されて、お話を聞きながら考えたことを述べたいと思います。

ドイツの市民社会の発展を考えると、手がかりになるのは市民の公的参加のあり方です。そこからそれぞれの歴史上の時期の市民性やシヴィリティのあり方を読み取っていくことが出来るでしょう。まず、ドイツ市民社会の最初の時期を指して「Bürgerliche Gesellschaft」という名称で呼ぶことについては概ね合意があると思います。おおよそ18世紀から19世紀、第二帝政を経て第一次世界大戦が終わるまでの時期ですね。この時期の市民参加は地方自治との関連が非常に強く、平松さんがまさに書かれたとおりで（平松「長い19世紀におけるドイツ市民社会の歴史的展開」『視座』第3巻第5章）、都市社会イコール市民社会という側面があります。都市ごとに他の社会階級に対して市民層が優位をたもち、ヘゲモニーを掌握していた時期であり、市民たちの公的な参加の基本形態は「Verein」に代表されるアソシエーションでした。この「Bürgerliche Gesellschaft」は、次の時代になるともはや維持できなくなります。ヴァイマル期になると、第一次世界大戦の総力戦を決定的な契機としてそれまで主として「Bürger」と「Arbeiter」の二つに分かれていた社会階層の生活世界が非常に接近していきます。そして、市民の諸団体は都市ごとに分立しアソシエーションに集って自治や公的活動をおこなっているのではなく、国家のもとに一元化されてその命に服するという動きが非常に大きくなります。これが、松本先生がおっしゃったように、市民の国家市民化の流れがずっと強くなってきているということだと考えます（松本彰「ドイツにおける市民社会と国民国家」『視座』第3巻第4章）。要するに、「Bürgerliche Gesellschaft」として始まったドイツ市民社会は、ここで最初の大きな断絶を迎えたのです。

さらに、白川さんはヴァイマル期において19世紀以来の「Bürgerliche Gesellschaft」がより平等的で国家市民（＝公民）的な性質のものへと変化しただけでなく、さらにナチ期においてそれらがともに否定されて「民族共同体」へと回収されていったという見解を示されました。そうとなると、ここで市民社会の二つ目の大きな断絶が生じた可能性を考えなければなりません（白川「二つの市民社会から民族共同体へ」『視座』第3巻第6章）。この断絶が第二次世界大戦後のドイツにおいてどのような展開を見せるのか、ナチ体制の消滅後、それ以前の市民社会が復活したのか、それとも東と西で別々の市民社会が新しく成立したと考えるのか、もしそうなら東と西の関係はどうか、しかし、東ドイツはそもそも市民社会と言えないのではないかと、などなどいろいろ議論しなければならないことがあります。

伊豆田さんは、先ほどのコメントで、東ドイツ社会が市民社会に敵対的だったのか、それとも「遅れてきた」市民社会だったのか、という大変刺激的な議論をされていました。このことについてはのちほど言及したいと思います。

『視座』第3巻の中核論文である石田、川喜田論文「第二次世界大戦後のドイツ」(第7章)では、戦後の西ドイツ社会において新しい市民性(シヴィリティ)が出現してきたという議論があります。これについて私は異議はありませんが、それは同時に長期的な過程として見る必要があって、簡単に市民性が新規に成立・完結できたわけではないと考えます。それは公的参加のあり方の変化からも明らかです。1968年の学生運動に始まり、1970年代頃から既存の市民活動、「Verein」や民間福祉団体といったものは明らかに異質な、草の根的な新しい社会運動や市民イニシアチブが20世紀後半には叢生してきます。これは川崎さんもコメントの中でおっしゃっていました。これらの新しい参加のあり方については当時賛否両論がありました。川崎さんはその賛成の側の議論の例として「参加革命」という言葉を紹介されましたが、そのように高く評価する動きもあった一方で、消費社会批判と結び付いた否定的な見方もありました。このことについても後で触れたいと思います。

戦後西ドイツの市民社会の最初の画期点は、高度経済成長期でした。そのときに決定的な役割を演じたのが、川崎さんが参考文献に挙げていらっしゃるヘルムート・クラゲスという社会学者が言っている「価値転換(Wertewandel)」という現象です。経済的繁栄を背景に、それまで市民社会を支えてきた価値観が大きく揺らぎ、1970年代を通じてそのことに対し社会の中で危機意識が非常に高まっています。労働社会の危機、社会国家の危機、「政治離れ(Politikverdrossenheit)」、名誉職の危機といった指摘がなされました。これらの危機を解決していくものとして、1980年代、特にコール政権期に入ってから新しい市民の参加の類型である社会運動やボランティア活動への注目が始まるのです。

紀さんのコメントで、社会運動が想起の文化の盛り上がりや市民社会の活発化と関係がしているのではないかという指摘がありましたが、私は全くそのとおりでと思います。しかし、この社会運動や市民イニシアチブと市民社会とを最初から同一視するべきではないと考えます。「対抗文化」という言葉があるように、社会運動や市民イニシアチブは戦後市民社会に対してあるところまでは批判的であり攻撃的さえありました。これらの活動が市民社会を構成するものとして認知され、また自らも積極的に市民社会のコンポーネントとして参加していこうとするようになるまでに、かなりの時間を要しています。それが決定的になるのは、川崎さんのコメントにあったハイネマン、シュミットの発言のようなバックラッシュの時期を経て、「社

会運動社会」というような言葉が出現する1990年代以降だと私は考えています。

そのきっかけとなり、ドイツの市民社会を大きく変えたのが、1990年の再統一以降の旧東ドイツ社会の統合問題でした。「ベルリンの壁の崩壊はシヴィルソサイエティ(Zivilgesellschaft)の勝利である」といった定式化が当時おこなわれましたので、旧東独にも市民社会が存在していたかのように錯覚しますが、1990年代以降の統一ドイツにおいて問題になったのは、明らかに旧東における市民社会の不在という問題です。少なくともそれは西ドイツと同じものではなかった。西なみの市民性をもつ社会をなんとかして急速に根付かせないといけないのに、ソーシャル・キャピタルができてないとか、政治参加が低下しているとか、様々な問題が浮上してきたのです。その対策として注目されてきたのが、「市民的参加(Bürgerchaftliches Engagement)」と呼ばれる各種の市民活動でした。

2000年代にはいると、とくに第1次メルケル政権の時期ですが、この「Bürgerchaftliches Engagement」により重要な役割を与え、活性化し普及させようとする「参加政策(Engagementpolitik)」が強力に推進されました。参加政策が狙ったのは、簡単にまとめますと、市民の行政依存と官僚主義の克服でした。戦後西ドイツ社会国家の過剰な保護を批判し、肥大化した「大きな国家」を改革して社会支出を切り詰める。それと平行して、人々の自主性・自立性を強調し、公的な領域への自発的な参加を奨励することでソーシャル・キャピタルを増進させ、それにより旧東ドイツを含めて政治離れを食い止め、平松さんがまさにおっしゃっていた「自由民主主義(Freiheitliche Demokratie)」を再興・拡散しようとしたのです。こうした市民的参加が高く位置づけられ、活発に行われている社会こそが、「市民社会(Bürgergesellschaft)」なのです。その一方で、こうした政策理念や手法がネオリベリズムの思想と深く関連していることを忘れてはなりません。

この2000年代のドイツにおける市民社会の議論のなかには、市民の自主的な活動による公共の福利への貢献、それを通じた社会内部でのボランティアな公共圏の構築といった要素が含まれており、その限りで同時期の日本における「新しい公共」の理論と重なるところが多くありました。とはいえ、日本での議論や解釈に引き付け過ぎではドイツ特有の文脈を見失ってしまうおそれがあるのではないかと私は考えています。

さて、川崎さんからいただいた質問の2点目、移民社会における市民性というものですが、これもきわめて重要です。「Engagementpolitik」においては、移民や難民をドイツ市民社会に統合することの重要性が強調され、彼らを対象とした活動を推進するだけでなく移民自身を市民活動の担い手として位置づけ、働きかけていくことが重視されて

はいたのですが、総じてあまりうまくいきませんでした。同じころ、右翼ポピュリズムの台頭とともに移民・難民に対する風当たりがドイツだけでなくヨーロッパ全体で強まりました。しかし、その一方で2015年夏以降の欧州難民危機においては人びとの献身的なボランティア活動が「歓迎の文化」と呼ばれ、盛んに称揚されました。これはどういふことなのでしょう。歴史上初期の市民社会は、明らかにコスモポリタンの性格を持っており、少なくとも理念上はメンバーシップについてオープンな考え方をしていました。しかし、その後市民社会が国民国家と軌を一にして発展していくことにより、20世紀の前半の市民社会には国民国家的性格が非常に強くなりました。そして、その中で市民社会はそのメンバーシップの要件として「シチズンシップ」という概念をつくり出しました。これは、けっして無制限の包摂を意味するものではなく、時間や空間もしくはなにがしかの価値や経験を共有していることが仲間である印であり、そのような人たちとだけ行動を共にできるという考え方です。この考えから市民社会における他者の排除と包摂の様々なパターンが出て来ていると考えられます。しかし、同時にこの市民性のもう一つの要素として「公共の福利」や「連帯」への志向もあります。現実には、この両者の力関係のバランスがどのように傾くかによって、市民社会の他者に対する姿勢が変動するのであり、また同時にそこには「多文化共生社会」や「ヨーロッパ市民社会」への可能性も見出すことができるだろうと思います。

最後に、消費社会と市民社会の関連について触れたいと思います。1960年代以降の西ドイツの高度経済成長期において、先ほど言いましたように社会の「価値変容」が注目され、議論の対象になっていました。そのなかに、西ドイツ社会が一定程度の豊かさが行き渡った「平準化された中間層社会」になったことが、それまでの勤労と節制を旨とする「市民的美德の融解」を招き、労働をつうじてではなく余暇と消費によって個人が自己主張する「余剰社会(Überflusgesellschaft)」になってしまった、という指摘がありました。特に批判的になったのは若者たちで、彼らはアトム化されて他者と繋がろうとせず、出世にも責任ある地位にも興味がなく、あるかぎりの選択肢をとことん利用しようとする「ひとりよがり (Ichling)」のエゴイスト人間になってしまった、などと言われたものです。ドイツの市民社会論は、このような消費社会化の結果、崩壊しつつある社会をどうやってつなぎ直すかという取り組みとして展開してきたと理解することができるでしょう。市民社会に関するドイツの議論を見ていると、現状肯定と現状批判が入り乱れる、非常に政治的な言説が多いのはそのためだと思います。

この消費社会批判と市民性をめぐる議論は西ドイツに特有の現象でしたが、東ドイツでもやはり1970年代以降何

かの「価値変容」が生じていたのではないかと考えることが可能です。これは伊豆田さんからのコメントへの反応ということになりますが、東ドイツが安定成長を達成していた1960年代から1970年代にかけての時期、東独政府は国民からの要求に何らかの形で応答し、それに対応していくことが可能でした。そのなかで、伊豆田さんがおっしゃった「東ドイツ的な公共性」、もしくは市民性の特殊東独的なあり方が形成されてきたと考えられます。しかし、その後SED指導体制は次第に強まる国民からの生活要求に答えられなくなっていきました。それが最終的に東ドイツ国家への崩壊に至ったのではないのでしょうか。私からは以上です。

平松 はい、辻先生どうもありがとうございました。それでは最後になりますが、石田先生から一言リプライのほうお願いできればと思います。

石田 はい、本日は素晴らしい刺激的なコメントと示唆に富むリプライ、まことにありがとうございます。お話をうかがっていて、少し気になったことをいくつかお話しをさせていただきます。伊豆田さんが言われた点、どれも興味深く思いましたが、ご指摘の問題には各論文の執筆時期のズレが関係していると思います。最初の原稿を受け取ってから最終的に刊行されるまで長い時間がかかったことが原因ですが、特に第三巻はばらついています。例えば井関さんの論文は最後にバージョンアップしていただいたので、アップデートされていますが、ヤラウシュさんの論文は、かなり前のものでして、両者には15年以上のタイムラグがあります。問題意識も変化しますので、その違いを楽しみながら読んでほしいと思います。論文もその意味である種のドキュメントですよ。

「壁龕社会」という言葉ですが、これは私が若かったころ、つまり冷戦期から東西ドイツが統一したころ、しきりに使われた言葉でして、それを実証研究が進んだ現段階で使うのはおかしいというのは、そのとおりでと思います。

伊豆田さんのお話で、東ドイツの市民社会が敵対していたのは、SED政権だったのかという問いがありました。それに関連してひとつ疑問が生じます。市民社会という考え方には、自由で自立した平等な個人によって成り立つ社会という原則あるいは理念、理想があります。ここで自立した個人という場合、当然自分で食っていけるという経済的自立と、それを保証する一定の財産ないし私的所有が前提となるわけですが、そもそも私的所有に制度上の制限が課されていた東ドイツで、こうした市民社会が語れるのか、語れるとしたら、そこにはどんな条件がつくのかという問いです。確かにご指摘のように、例えば文化同盟に参加する個人がそのメンバーとして「市民的な活動」を続け

ていたということや、東では西以上に「市民的道徳 (bürgerliche Tugend)」が維持されていたという点はまさにそのとおりですが、そのようなこと以上に東ドイツの「市民社会」を特徴づけるものがあるとすれば、それは何なのか、疑問が残ります。

それから川崎さんのご指摘に関連してですが、もし今回のプロジェクトに不足、問題点があるとすれば、それは労働者世界の問題がすっぱり抜け落ちてしまっている、「労働者文化 (Arbeiterkultur)」が提起する問題を素通りしてしまっているということです。たしかに労働者であっても、自立した個人として市民社会を担う、あるいはそれに統合されることは当然あるのですが、実際の歴史を見れば、労働者は労働者としてアイデンティティを持ち、労働運動の現場では市民層と激しく敵対する時代が続いたわけです。今後は、その辺りのことも視野に入れて市民社会論の射程を広げていく必要があるように思います。

次に紀さんが言及された近代の両義性の話ですが、私も初めてこの議論に接したとき、つまり1980年代末から1990年代前半にかけてですが、ジグムント・バウマンやデトレフ・ポイカートを讀んだとき、「目から鱗」ということが正直ありました。ただ、それから30年以上が経ち、近代の負の側面をいやというほど見せつけられて、こればかりを強調しても説得力、リアリティがないと思うようになりました。近代の負の論理だけでは説明のつかないものがたしかに多々あり、それを具体例に即して見ていく必要があるのだと思います。

長澤さんのお話は、日韓関係をはじめ東アジアの歴史問題との比較研究の可能性を示すもので、興味深く聞いておりました。ご指摘のあった文化財の返還、略奪文化財に関しては、近年ドイツでも同様のことが起きており、詳しくは申し上げられませんが、去年12月、ベルリンにフンボルトフォーラムという新しいミュージアムがオープンした際、その所蔵品に旧ドイツ植民地からの略奪文化財があると指摘され、物議を醸しています。

最後になりますが、斎藤さんは、「特有の道」論の相対化を通じて、ドイツ史の見方の何が変わるのかと問われたように思います。私にとって「特有の道」論というのは、ある意味で戦後ドイツの「過去の克服」の一環でして、この議論を牽引したヴェーラーら若手歴史家世代が、自国史を批判的に捉える視座を提示したものです。その念頭には、なぜイギリスやフランスではなく、ドイツにナチズムのような野蛮な独裁体制が成立したのかという切迫した問いがあり、その答えを彼らは19世紀史、特にドイツ帝国の歴史に求めたわけです。たしかに歴史における連続性の発見は重要で、刺激的でしたが、歴史は決して一本道を直線的、必然的に進むのではなく、無数の偶然と無数の選択の結果の産物です。「1933年1月30日」(ヒトラーが首相に

任用された日)も、それを回避するチャンスと選択肢は時間とともに次第に失われていきますが、最後までそれは不可能ではなかった。ヴァイマル共和国にしても、ドイツ帝国にしても、その延長上にヒトラー独裁が立ち上がると見通せた者などまずいなかったと思います。ドイツ近現代の歴史を「1933年1月30日」に収斂させる形の説明は、いまの歴史学の関心事ではないように思います。

今回、三巻本がようやく完結して、ほっとしています。各巻には難点があり不十分な点多々ありますが、本日のご指摘を踏まえて、今後共同研究に活かしていきたいと思っています。これから若い世代の皆さんが5年後、あるいは10年後、新たな視座のシリーズを出していかれることを、私はひそかに願っております。以上です。

平松 はい、石田先生ありがとうございました。これから全体ディスカッションということを考えておりましたが、ディスカッションする時間が少なくなってきたということです。フロアからいただいた質問に答えるような形で最後あと5分ぐらいですが、お話、ディスカッションのようなものができればいいかと考えています。

それに関連しまして、実はこの日独共同大学院プログラムというのは、ハレ大学との共同プログラムで、その中で東ドイツというのを市民社会論の中でどのように組み入れて考えていくのかとハレ大学のほうで非常に大きなテーマになっていたところがあります。その関連で、ハレ大学で日独共同大学院のコーディネートをされた方ですが、ティノ・シュルツさんから質問をいただいているということで、伊豆田さん、もしよろしければ簡単にご紹介いただけますか。

伊豆田 はい、短く紹介します。私のコメントに少し批判的なコメントをいただきました。1点目は東ドイツにおいてブルジョア的なもの、ビュルガーが高く評価されていたと言ってしまいましたが、それはあくまで過去の事象であって、東ドイツ国家というのはあくまでブルジョア的な文化とは距離を置いていたのだという、基本のご指摘はごもっともです。石田先生のご指摘も含めてごもっともです。ただ、私が今回お話しした理由を補足すると、文化システムとしての市民という概念を所有や物質的なものに還元せずに議論したときに文化としてトランスファーしたのではないかということです。東ドイツにも受け継がれたのではないかという意味でティノさんにはお伝えしました。

2点目はニッチ社会論に対する批判で、プライベートに人々が政治について話をしていましたが、それはプライベートなのであるというご指摘をいただきましたが、これについては日本での研究状況がドイツには恐らく伝わっていないので補足します。たとえば、東ドイツには「Eingabe」、請

願というシステムがあります。国家、社会そのものが市民からの要望に答えなければいけないという社会だったので、プライベートというのは内に引きこもっているものではなくて、「Öffentlich」なものであって、「Staat」に直接つながっていたということです。1番目の指摘は東ドイツのブルジョア的文化の話で、2番目はニッチ社会論のほうがいいという議論もあると言われたのに対するコメントでした。以上です。

平松 ありがとうございます。市民社会と公共性国家の問題というのを考えていく上で、やはり東ドイツ、それから西ドイツを対比させながら考えていくということに有用性を新たに認識できたかと思えます。

フロアからの質問一つ、東ドイツに関する質問が多かったのですが、今までの編者からのリプライでおおよそのところは答えられたかと思えます。1点、法的道義的な問題ということで、道義的なことというのは法的なことよりも拘束力であったり、本質的なところなのではないかという質問です。これ、例えば宗教性の問題、宗教的な義務感というのは、価値観をともにする共同体などにあっては、法的なものよりも縛りが強かったり、責任が強かったりという側面もあるかと思えます。その点から少しコメントあるいは編者のどなたかからリプライいただければありがたいと思えますが、いかかでしょうか。

紀 道義の問題については、私のコメントのところで話を出させていただいたので、少しだけ発言させていただけたらと思います。そのような見解があるということで、私も今回このご質問をいただいて非常に勉強になりました。私が見ているドイツの強制断種・「安楽死」の問題に関していえば、ある被害者団体は法的に責任や義務を認めてくれないと、既に法的に認められている他の被害者グループと自分たちが同権化されないの、法的に明確に認めるということが重要なのだと主張しています。そのため道義的というよりも法的にという方に重きが置かれているという状況ですが、それに対して道義的なことのほうがより重要だという主張や議論が、被害者側あるいは政府の側からあるのかどうかは、今のところ私は見たことがありませんので、今後意識して調べていきたいと思えます。ありがとうございました。

平松 どうもありがとうございます。他、長澤先生、なにかご発言されますか。

長澤 日本政府が従軍慰安婦の問題について追加措置として、1995年に財団法人のアジア女性基金を設立し、それから2015年にも日韓の政府が慰安婦合意というもので、追加

の資金を払っていますが、それはあくまでも道義的という措置で対応していて、それは法的ではないという意味で、道義的責任という対応をしています。これはホームページや政府の見解としても道義的責任ということをあえてうたっています。これは、法的な責任ということを言うと、植民統治自体が法的に違法であり責任があるということになるので、1965年の日韓国交正常化以降の韓国に対する対応については道義的ということに対応しています。そのため、それに対して、韓国政府というよりは韓国の市民団体からは法的な対応をしてほしいということも言われています。以上です。

平松 はい、ありがとうございます。まだまだ議論したいこと、テーマ、たくさんあるとは思いますが、残念ながら時間のほうが参りましたので、リプライ、ディスカッションの部は終了させていただきたいと思えます。それでは最後に閉会のあいさつということで、川喜田先生よろしくお願ひします。

川喜田 本日のシンポジウムで取り上げた『現代ドイツへの視座』というシリーズは、編集に関わった者が皆、東京大学大学院総合文化研究科、しかも、ドイツ・ヨーロッパ研究センターが中心的に運営に携わる日独共同大学院プログラムの関係者であったということで、今回、私どもドイツ・ヨーロッパ研究センターで、この完結記念シンポジウムを開催することになりました。

全3巻からなる本シリーズに目を通して、本当に丁寧にご準備いただき、講評をしてくださった5人の評者の先生方には、あらためて御礼を申し上げたいと思えます。また、本日はオンラインでの開催となりましたけれども、多くの方々に関心を持ってお集まりをいただき、大変うれしく思っております。シンポジウムにご参加くださった皆さまにおかれましては、あつという間ではありましたが、長時間にわたってお付き合いくださいまして、誠にありがとうございました。

実は、本日は、シリーズ『現代ドイツへの視座』を出版してくださった勉誠出版から、後半2巻をご担当くださった編集者の吉田さんが、日曜日であるにもかかわらず、ご参加くださっています。長期間にわたるプロジェクトとなりましたけれども、完結までお付き合いくださった勉誠出版に、この場を借りまして、あらためて御礼を申し上げます。

そして、シンポジウムの途中で先ほどご紹介がありましたように、日独共同大学院プログラムの運営にドイツ側から携わったティノ・シェルツさんがドイツからシンポジウムにご参加くださいました。シェルツさんはシリーズの中にも論文をお寄せくださっていますけれども、ドイツ側の

参加者の協力なくして、この論文集は成立し得なかったと思います。シェルツさんに対しても、このシリーズを、そして大きな実績を挙げた日独共同大学院プログラムをともに支えてくださったことについて、御礼を申し上げたいと思います。

東京の感染状況もだいぶ落ち着いて、徐々にかつての教育、研究、交流の形を取り戻すことができるかもしれないと思われた矢先に、またしても新たな状況の変化によって、入国規制が厳格化されることになりました。留学生を日本からドイツに送り出すことはどうにかできておりますけれども、ドイツから日本に留学生を受け入れることも、研究者の滞在を受け入れることも、ましてや、かつてのハレ大学との日独共同大学院プログラムのときのように、お互いに招待しあって共同セミナーを行うことも、この先、一体いつになったらそれが再び可能になるのか、また先が見えなくなってしまいました。

私どもはこの間もオンラインで、できうる限りの国際交流を展開してまいりました。他方で、国際交流において、海外渡航を伴う対面によるコミュニケーションがオンライ

ンでは代替することのできない実りをもたらすものであることも、深く実感しています。本日、日独共同大学院プログラムの成果として刊行されたシリーズ『現代ドイツへの視座』について議論する場をもって、この次の、そしてその次の成果に向けて、その担い手となるであろう若い世代が育つためにも、少しでも早く、かつての交流の形をもう一度手にしたいと、あらためて強く思った次第です。

しばらくは困難な時期が続くかもしれませんが、皆さまにまた成果をお目にかけることができるよう、私どもとしても工夫しながら、日本とドイツの間の学術的な連携を保つために努力してまいりたいと思っております。今後もドイツ・ヨーロッパ研究センターの企画にご参加いただけるよう、次はオンラインになりますか、対面になりますか、同じ時間を共有する機会がまた得られますことを楽しみにお待ちしております。本日は誠にありがとうございました。

それでは、これにて本日のシンポジウムを閉会といたしたく存じます。本日はご参加いただきまして、本当にありがとうございました。 (了)